

参議院建設委員會會議錄第四号 (刷直しの分)

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

十二月十一日

山田 徹一君

十二月十四日

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

山田 徹一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

建設大臣

根本龍太郎君

経済企画庁審議官

西川 喬君

水産庁長官

大和田啓氣君

建設大臣官房長

大津留 温君

建設省都市局長

吉兼 三郎君

建設省河川局長

川崎 精一君

事務局側

中島 博君

常任委員会専門員

植松 守雄君

内閣審議官

赤津 学君

経済企画庁総合計画局参事官

藤井 直樹君

大蔵省主計局主計官

神 孝悌君

厚生省環境衛生局公害部環境整備課長

根岸 正男君

通商産業省公害保安局公害部公害第二課長

竹内 良夫君

運輸省港湾局技術参事官

久保 赳君

建設省都市局下水道課長

石見 隆三君

自治省財政局地方債課長

石見 隆三君

本日の会議に付した案件

○下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中一君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

下水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先回の委員会において提案理由を聴取いたしております。

なお、本案は衆議院において修正議決されておりますので、衆議院の修正点について衆議院建設委員長金丸信君より説明を聴取いたします。金丸君。

○衆議院議員(金丸信君) ただいま議題となりました下水道法の一部を改正する法律案に対する修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり本改正案は、流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道等の設置、管理及び悪質な下水を排出する事業者の水質等の届け出の義務等々重要な事項について、改正または新設を行なうとするものであります。衆議院建設委員会におきましては、慎重に審査を進めてまいりました結果、終末処理施設等から生じた汚泥等の堆積物の処理につきまして不備な点が指摘され、ここに、その修正を行なったのであります。

すなわち、汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥等の堆積物には、人の健康を害するような有毒物質が含まれている場合も考えられますが、現在、これらの堆積物は下水道法上特別な規制を受けることなく、肥料として利用されまたは焼却、埋め立て等により処分されているのであります。

これを放置いたしますと公害を防止すべき施設の公共下水道等が、有毒物質を拡散し、公害の発生源となるおそれがあり、しかも、これらの堆積物は、今後、公共下水道等の整備の進行に伴って、急激に増加してゆくものと予想されます。

したがって、本修正において、公共下水道等の管理者は、汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥等の堆積物につきましては、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理をしなければならないこととする規定を新たに設けることとしたのであります。

以上で下水道法の一部を改正する法律案に対する修正の趣旨の御説明を終わります。

○委員長(田中一君) ただいま説明のありました衆議院の修正点について、御質疑のおありの方は御発言を願います。

別に御発言もなければ、これより本案について質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松永忠二君 先にひとつ新しい第三次下水道整備五年計画、その内容について、年度、事業量、排水面積、そんなことについて簡単に御説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) かなり事務的に詳しくあれになりますので、局長から説明いたさせます。

○政府委員(吉兼三郎君) お尋ねの第三次五年計画は、総投資額四十六年から五十年まで二兆六千億という規模を策定いたしております。その内訳のおもな点を申し上げますと、公共下水道が二兆四百八十億、流域下水道が三千七百億、それから都市下水路が千五百億、特別都市下水路が三百億というふうな大きな内訳になっております。

次に、この下水道五年計画によるところの投資を行ないますことによりまして、その下水道の整備の見込みでございますけれども、昭和五十年末の市街地面積が八千四百九十万平方キロと想定されております。これに對しまして、今回の投資によりまして排水面積が三千二百二十万平方キロでございます。市街地面積に對する排水面積の普及の割合は三八％ということになるわけでございます。御参考までに、現状の普及率は二一・八％でございます。

○松永忠二君　現在行なわれている第二次下水道整備五カ年計画の四十五年度までの進捗率、いまの項目に比較をしてどのくらいになっておりますか。

○政府委員(吉兼三郎君) 第二次五カ年計画は、実は四十六年度までの計画になっておりまして、したがって四十五年度までの進捗率は、総投資額九千億に對しまして進捗率六八・四％ということに相なっております。

なお、来年度は先刻申し上げました新五カ年計画の初年度として要求をいたしておるわけでございますが、かりにこの要求額二千五百七十二億でございますが、これがきまりましたということになりますと、第二次五カ年計画で申し上げますと九七%の進捗率に相なるわけでございます。

○松永忠二君 四十六年度の下水道関係の予算要求について、一部追加要求を考えているというお話があったわけですが、国庫補助七百一億、起債千三百三十九億を要求しておったけれども、今度の法律改正とか、あるいはその他一連の公害の対策の充実という点から、追加要求をしていきたいということを考えておられるようですが、これは大臣のほうにお聞きをしたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 建設省といたしましては、すでに概算要求をいたしておりました、これをいまさらに追加要求するというかまへはいたしておりません。ただし党側におきまして、現在の状況から見れば、さらにこれは政治的な配慮をすべきであるということで、党側で追加要求を政治的な立場で要求するという動きがあるようでございます。ただこれがどの程度まで出すかについては、私のほうにはまだ相談は受けておりません。

○松永忠二君 これは大臣にお聞きをするわけですが、公共用水域の水質の汚濁に対処するための下水道整備がたいへん必要な不可欠な問題です。特に下水道普及率が各国に比べて非常に低いという一つの理由は、地方公共団体の非常な大きな負担があるということに、そこに一つの原因がある。地方の公共団体の財政難ということからして

て、なかなか推進が十分できないということがいわれているわけです。で、下水道の今度の法律改正によって、公共用水の水域の保全に資するということに加えられたわけですね。したがってその重要な位置を持ち、推進をしていくのだということですが、まあ法律の改正にはつきりうたわれた。それから過般の連合審査の中で、政府の統一見解として出されたのは、公害対策防止については、一義的な責任を持つて国において、費用について必要な措置をとるということを統一見解として表明された。したがって、私はいま国の財源負担を強化する最もいい時期だと思っております。こういう点について検討する非常に重要な、いま最もいい時期だと思っただけけれども、これはすでにいろいろなか資料に出ておるし、まあ建設省の関係者のほかから聞いても、一般の都市について、下水道の国費が三〇％、起債が大体四〇％、それから市費で三〇％、大体七〇％を、とにかく市町村、地方公共団体は負担をしなければいけない。こういうような点から考えてみて、いわゆる下水道普及率が非常に低い一つの理由としては、いわゆる地方公共団体の、一つの負担が大きいいという点にある点から考えて、法律の改正をなさる、あるいはまた政府の公害対策についての強力な統一の見解もあったこの際、いわゆる国の財源負担強化をするということを、この際検討すべき時期にきているのじゃないか、こういう点について大臣は、どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣（根本龍太郎君） 御指摘のように、下水道事業が、他の先進国に比べれば非常におくれています。これはまあいろいろの理由がありますけれども、それをいま申し上げても、これはたいした意味がないと思いますからやめますが、そのうちいま御指摘のように地方負担がかなり多いということも、これは事実でございます。ところが御承知のように、昭和三十三年に下水道ができた当時は、もう非常に下水道に対する一般の認識も、国の認識も相当起きておったと思います。した

がいまして、三十三年、四年当時は国の下水道に
対する国庫の支出は十億程度でございます。それ
が四十三、四年になって二百億台によりやく上乗
せした、ことは四百七十億と。これは私が就任し
てから従来のいわゆる伸び率、考え方ではいけな
いということと特に党の三役の協力も得て政治的
に相当上乗せしたのでございます。そういう状況
を踏まえて現在の公害問題ともあわせて実は先ほ
どお尋ねのありました現在の五カ年計画ではどう
してこの事態に対処することができないと思いま
して、新たな五カ年計画を四十六年度から発足し
させたい。ところがすでに閣議で一応の新しい経
済社会発展計画で公共事業に対する総投資額が五
十五兆円ときめられておるわけです。その中に六
年間地下水道事業に二兆三千億と規定しておりま

す。これを閣議了解するとき、これに対しては条件付きで賛成いたしておいたのです。この状況ではとうてい現在の各地方が要望しておる下水道事業にはとうていこれは達成できない、そこで五十五兆円のうち一兆円の予備費を半分くずして五千億を新たな財源として私は要求しますよ、ということ。そのときは大蔵大臣も経済企画庁長官もイエスとは言わなかったけれども、今度の予算要求にあたりましては、これをも含めて二兆六千億、こういうふうに出しておるわけでございます。ところで、国庫負担率いわゆる国庫負担率といたうかその補助率を上げることが必要ではありますけれども、補助率を上げることと、それから事業量を増すこととどちらかというと実は両方上げた方がいい。それではなかなか財政上困難でありますので、私はごく最近まで下水道を推進しておる都道府県の知事さんあるいは市長連中といろいろ相談してみたとき、両方はしいけれどもどちらを優先するかというならば、むしろ事業量等それからもう一つ補助対象のワケを拡大してほしいというものが趨勢なうでございいますので、今度は補助率を相当年々上がつてきたのであります。が、今度の新しい五カ年計画では補助率は現行のままにし、補助対象の範囲を広める、事業量を大きくす

る、この二点にしばつて要求をしておるといふ状況でございます。なお、これを実施するにあたりまして、年度の公費に關するいろいろの経費負担に對する法律との關係におきまして、公害源を発生する企業等には負担金制度を活用していきたい。それからまた使用量、これは御承知のように、下水の量と質との両方から勘案してこれを取つていく。そうしていわゆる一般の地方自治体の負担を、そういう面から軽減していく。さらにこれは衆議院等においていろいろの議論があつて研究課題になつておるのは、これを現実には執行する地方自治体に對して利用債制度を考へてこれで事業を円滑にやるといふ等のいろいろの施策を綜合してこれの實現に努力してみたいと考へておる次第でございます。

○松永忠二君 大体、国の財源負担というものを強化しなければできない。この際もつとそういう法律の改正から考えてみても公害対策という面が非常に強く出てきたし、そのために法律改正があるから、そういう点については意見は一致していると思う。そこで、具体的なことで検討すべき一つの問題については大臣が言われたわけです。要するに補助対象を拡大すべきだ。この際、これは大都市では補助対象が五四％で単独で四六％。一般都市では補助対象が一〇〇に対して単独が三〇％、つまり幹線とそれから終末処理だけに限定して補助対象してやる、これはほかの国庫補助と非常に違っている点がある。補助の単価と補助対象というふうなものについて、こういうふうに限定して補助して、それらのものが公然と単独に組まれていくというのは数が少ないと思う。これはそういう意味で、これを改善するということはわかった。そこで、どういうふうに補助対象を拡大をしていくのかということとひとつお聞きをした。それから、私はもう一つ、まだ三点ばかり。この際検討すべきじゃないか、それはいま大臣が今度はやらなかったという補助率の問題、いま流域下水道について十分の五、公共下水道について十分の四、都市下水道について三分の一の補助をし

ておるわけけれども、私は少なくとも公害対策が国の責任において行なわれるということであり、そしてまた国において費用について必要な措置をとるといふ以上は、補助をするものが半分以上低いといふようなことではその趣旨が生かされていとは思われたいわけだ。だからまあ要求としては、よく言うように、流域下水道と公共下水道の補助率を四分の三にしたらどうか、都市下水道については三分の一を十分の五にしたらどうかということを言っているけれども、私は最小限、最も最低のものとしても公共下水道についてはやはり十分の五を確保すべきではないか。公共下水道と流域下水道と何ら差をつけるということも必要ではないし、公共下水道も非常に重要性もあるし、公共下水道と流域下水道を中心に相当重要視してやっていると、公共下水道について半分、幾ら何でも十分の四で公害対策として国が責任を負っていく、第一義的な責任があります、そういう言い方ではならぬと思うので、この補助率の、特に公共下水道の補助率アップについては大臣は検討する用意はないのかどうか、私は検討すべきだと思ふ。この際、公共下水道について十分の四というのは十分の五、流域下水道と同じようにして、少なくとも半分は国が補助をするということにして、この二つの点について対象をどういふふうにするのか、いふゆる総事業量に對してのいふゆる対象にするのか、どこをどういふふうにするのか、それからまた特に公共下水道の補助率アップについて検討する用意が大臣にあるか、この二つ、最初のものは、事務局のほうからお答えいただいてもいいです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私も心情としては補助率も上げたいと思ひました。ただし、実は下水道の今日までの財政当局との折衝には相当激しい私は実はやりとりをしてこゝまで持つてきています。そこで、補助率も事業量も補助対象も大きくするということが望ましいけれども、そういうことでやっておりますと、どうも私は新五カ年

計画のワケについてきびしい制限が加えられて、結局のところ二兎三兎を追つて戦略目標を達成することができないような情勢判断をいたしたのでございませう、率直のところを申し上げます。そこで、まづ今回は新五カ年計画と補助対象をどうか確立して、そうして一、二年情勢を見て補助率を上げるという戦略をとつたほうが有効ではないか、こういう判断をいたしたのでございませう。その意味で、これは衆議院でもいろいろ松永さんの御意見と同じような御意見も相当ありました。が、究極において、そういう私の考えもまあ考えられることだということでは御了承を得たようになつてございませう。これで私があきらめていこうというところではございませう。やはり現実の政治というものは、一つの段階的経過を経ていかなくてはならぬ、ただこれもやれこれもやれということでは、なかなか現在の財政当局との具体的な成果があがらないのではないかと、そういうこと、そういう体制をとつたわけではございませう。しかし、今後これは精力的に補助率のアップについても努力したいと思ひますけれども、現在ではそういう戦略体制をとつていこうということでございませう。それから補助の対象をどういふふうにかゝるかにについては、局長から説明いたさせます。

○政府委員(吉兼三郎君) 先刻先生から御指摘ありました、こういう補助事業と単独事業がからまつたような事業は、ほかの公共事業にはないのではないかと、いふゆる総事業量に對しては、これにつきましても、ほかの道路事業とか河川事業におきましても単独事業と補助事業といふものがあるわけではございませう、それを適当にコンビンして、組み合わせまして事業を遂行しているのが実態でございませう。しかしながら、他の公共事業におきましては、必ずしもそれは密接不可分と申しますか、リンクをされていらないわけではございませう。これに對しまして下水道の場合には、事業の性格上、たとえば悪いかも知れませんが、国道的なもの、県道的なもの、市町村道的なもの、いふゆる幹線、準幹線、それから末端の

枝線、そういうものがネットといたしまして整備しなければ効果があらぬ、こういう性格の事業でございませう。したがういふもの、いふゆるものを全部補助対象にするということについては、いろいろ過去の経緯等がありまして、議論がございませう。そこで、やはり下水道事業といふものは、単独事業的なものと、それから国が財政援助をすべきいふゆる補助対象事業といふものに、二つに分かれる性質のものであるということでは、今日までおるわけではございませう。その際の補助対象の割合の問題が結局議論になつてくるわけでありませう。第二次五カ年計画におきましては、いろいろ財政上の事情がありまして、補助対象率と申しておりますが、全体の事業に對しまして五四%の分を補助対象事業として取り上げる、したがういふ残りには単独事業ということになつております。それに對しまして、私どもはやはり処理場も含めまして幹線、準幹線に当たるようなものは、これは国が補助対象事業として取り上げるべきである、こういう見地から、新五カ年計画におきましては総事業の六〇%、全体平均いたしましてございませう、六〇%を補助対象事業として確保すべきである、こういうことで財政当局に要求をいたしておるような次第でございませう。

○松永忠二君 大臣の話は否定をしていゝわけではございません。やはりこれはひとつ将来目的を達成してもらいたい。それから局長の、少し補助対象と単独がくつくつと必要欠くべからざる条件としていゝというの、私どもはあまりそういうのは知らない。だから答弁そのまゝです。というわけにいきませうけれども、補助対象率が六〇%アップということで、そのほか幹線から準幹線も含めていくということでは前進をしたところでは認めます。なお、これについてはもう少しやはりすっきりした形で持つていくべきものだと思うのです。県道に對しては単独事業の道路としてやる場合と補助事業としてやる場合には、必ず補助事業に對して一つの基準に對する補助率がきまるわけだ。だからその場合により以上、

たとえば学校建設の場合に基準坪数をふやすとか、そういう場合にはそれに対して単独とせよとか、国のきめた補助対象事業に對してその中に単独と国庫負担分とを分けてやるということとは、これは筋ではないと思ひます。これは議論をしたいところではございませう、時間もありませんから次に進んでいませう。

もう一つの点として、この際検討すべきものは、下水道工事の受益者負担の問題です。で、実はこれについては一般でも非常によくこの点については、受益者の負担は二重、三重の負担になるのだといふようなことを言われているところである。ところがこれについては、受益者負担の制度をやらないといふところには補助を優先してやらないといふことをやっているわけですね。しかも大臣すでに御承知のとおりだと思ふ。つまり受益者負担制度といふのを下水道事業に積極的に指導しているわけですね。大体ひどいところが工事費の三分の一から少ないところで五分の一、たとえば一つの市費で六十一億の工事をする場合に、九億一千五百萬円の市民負担をやっているわけですね。だから坪たとえ三百三十七坪あるいは六百坪くらい負担させられているところもある。そうすると、たとえば三百三十七坪で五十坪だとすると、一万六千八百五十坪つまり負担をさせていゝわけですね。で、下水道といふのは道路法や都市計画法のよりに、受益者負担といふものは法案に明記されていゝわけじゃないのです、何も明記をされていゝ受益者負担を避けていゝといふことでも、できるわけではございませう。おそらく国道とか県道とかで受益者負担をかけていゝところはないわけですね。で、しかも下水道は料金を取つていゝところが多いのです。料金は取つておいて、つくる設備にはまた負担金をかけていゝ。たとえば有料道路をつくる場合に、有料道路の建設は全部公団がやつて、そのかわり料金を取るから料金でやつていくわけですね。ところがこれは、有料道路の場合に受益者負担をかけておいて、また料金を取ると同じで

す。しかも法律には何もいわずに受益者負担の制度は書いてない。それなのに受益者負担をしなければそこは補助を出さない。出さないだけではありせん、優先ですといったって事実上出さない。そのために各市町村でいままでも受益者負担をやめていたところがだんだん受益者負担をしなければだめになつてくる。これはどう考えても不合理ではないか。たとえば鉄道を建設する場合に受益者負担があるわけでしょう。しかし鉄道を建設するのには受益者負担を取って建設しているところはないんです。料金を出せばそれで済むわけです。料金を取って置いてまた負担をかける、しかも法律には規定をされていないのにそれを必須条件として補助をしているという、こんなばかんなことはこの際やめようと思ふべきじゃないかと思ふんです。私は受益者負担を絶対取つて悪いと言っているわけじゃないんです。しかし現実には受益者負担を取らなければ下水道の予算はつかないわけですよ。そんなものはここにたくさん資料ありますよ。言っているのは、こういうことは、かつて下水道法改正の際にもここで問題になった。公害対策として下水道事業をやろうというときに、この際検討をすべき問題は、やはりこの受益者負担の問題だ。ただ事業量をふやせばそれでいいという筋合いのものではないと思ふんです。事業量は正しく事業量をふやさなければだめなものであつて、こうまでしていわゆる事業量をふやすというところはこれはやはり邪道だ。もしそれだけのあれがあるならば、この法律改正をして持ってくればいい、受益者負担をちゃんと書いて。だからこれについてはもう一般に考えればすぐ出てくる。すぐ市長のほうからこれは困る、しかし現実には取らなければだめせん。取つていふところのほうには事業がだんだん広がつていふんです。これについては事務的なことじゃありませんよ。大臣のほうからこれはさつき言つたとおり公害対策として実施をしよう、法律の目的まで改正をしていこうという現段階において、少くともこのことについては明確にやはり改めていくなり、前進

をしていく形のものが出されなければいけないと私は思ふんです。これについてひとつ——これは事務的なことじゃないんです、大臣のほうから考え方をまず聞きたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりそういう矛盾も感ぜられます。ただ現実にはそういう下水道というものが受益者負担でやつていくという一つの、ずっとやつてきた状況です。これは基本的にやはり日本では普通のところは下水がなくて側溝さえ掘つておけば、あとは自然に川に行つて河川で浄化されるという一つの習慣があつたと思ふんです。下水道を整備してやるというの、かなりいわゆる都市化したところでこれがやつてきたというために、やはり下水の本格的なものをやるには受益者負担というものがわりあいに早く定着してきたということがあると思ひます。ただ現在の段階においてこのままではいいかというところになると、これは検討の余地があると思ひます。意見はよく私もわかります。ただしこれをいま受益者負担をなくしてやるということになりますと、これはかなりの下水道を実施する場合において事業の総体量を相当思い切つて減らさなければならぬ、そのほうが、とにかく全体として今日の段階でそれをやるほうが下水道行政上いいか、あるいは受益者負担の制度も漸次改善していくが、その上に事業量を増したほうがいいのかの私は選択的判断をしたわけでございます。その結果やはり現段階では受益者負担制度はいろいろの問題があるけれども、むしろ下水道を量的に進めるといふほうにウェイトを置いたほうがいいのではないかとこの判断でございます。しかしながら、これは先ほどの御指摘にございました国庫補助率の問題と同時に、これは今後検討すべきものである、こう考へておる次第でございます。

○松永忠二君 大臣そういうことじゃないんです。事業量をふやすことと必須になつていふわけじゃないんです。つまり受益者負担を取らないで市の費用で負担をしていこうとしているわけですよ。もととあなたも受益者負担がなじんでい

と、こういうお話だけれども、そうじゃないんであつて、下水道なんというものは家をつくれれば必ず出るのが下水だから、こういうものを処理するものについては、やっぱり地方公共団体じゃなく国が責任を負うべきものであつて、少なくとも人に負担をかけてくるという筋合いのものではないという考へ方のほうが正しいのです。だから、そういう考へ方が正しいから、尿尿処理場をつくるに受益者負担を付けていますか。尿尿処理の料金は取るけれども、尿尿処理場をつくるのに受益者負担を取りますか。ちやうど尿尿と同じじゃないですか、家の下水というのは。だから、したがつてこういうものには負担をかけたくなかないので、各市町村はその主張のほうが正しいから、これを自分の、いわゆる地方の財源でめんどろを見ていくことにして、受益者負担をやめてやつていくところもあるが、だんだんそれをやめてきたわけなんですよ。やめてきたら、今度は建設費のほうで受益者負担をやつていなければ、補助金を優先的にやりませんというところで、しかたがないからこれを付けてくれということになる。何も事業量と密接不可分のものじゃないのです。しかも公共下水道なんというものは、工場なんか排水をしたりなんかしてくるでしょう。終末処理場をこしらえた、そういうものにすら一体受益者負担をかけるすのはおかしいじゃないですか。私は下水道の考へ方というものは受益者負担になじんでいふじゃないかと言われるが、逆だと思ふのです。初めは下水道普及率が低いからやむを得ずそういうものについてしかけていくけれども、下水道ぐらいは個人負担でなしに税金を取つていふんだから税金でやつていけばいいと、そう思ふのです。尿尿処理場をつくるのに受益者負担を付けていますか、受益者負担を付けてはいないじゃないですか。そんなものに受益者負担をかけたなら大騒ぎになりますよ。そういうようなものについて、私はまことに譲るのはいいけれども、大臣がそういうふうなことだというなら、少なくとも公共下水道なり流域

下水道には受益者負担なんかかけたりしません、受益者負担をかけたということを条件にして下水道の予算はつけません、そういうことは関係なしに下水道の予算はつけます、ということをお大臣の口から言つて下さい。それを言わなければ、御趣旨はごもっともで今後努力いたしますが、そんなことを言つたって、何にもそんなことはただここの話であつて、何も実効はありせんよ。つまり、別に金が入つてきたから事業量がふえるんじゃないんです、きまつていふ。それについて受益者負担は市がめんどろ見ていきたい、本来そうあるべきだとして積極的に意欲的にそういうことをやつていふわけなんです。しかもさつきから言つていふように、法律にも書いてないでいふ、何にもそういうことは。ほかのようないふところがあるものでさきもきだけやめたい、やめたいと——この前の市町村道でも、市道を設置する場合に特に公共的なものについては受益者負担をやめていこうということをやめていふわけなんです。それをこつちのほうは時代逆行して、受益者負担制度をとつていふ限りは予算をつけませんぞ、こんなばかんなことを言つていたんじゃない——私は受益者負担は絶対廃止すべきだと思ふが、この際、大臣に廃止をするということをお言へと言つちやない。しかしこういう理屈は通らぬじゃないですか、どう考へたつて。これは事務的なことじゃないのです。だから、つまり受益者負担を取らないからといって下水道事業に補助をしないということはしないし、決して受益者負担をかけたものの間に差をつけるようなことはやりません。またそれとは公共下水道なり流域下水道という特に公共的な——まあ譲つて、都市下水道ならまあやむを得ない場合もあるかもしれないけれども、流域下水道や公共下水道にそんなものは絶対かけはいたしません。この二つ、当然ですよ、そんなことは。

○国務大臣(根本龍太郎君) 松永さんも御承知のように、国のほうで取れということはないのです。ただ、これは市町村がそれぞれの地

域社会の状況に応じて受益者負担を取っている。

これはこの事業を遂行しなければならぬというよう

な積極的な姿勢を示しておるところと、それからもう一つは、いま御指摘のように、地方自治体

自身で財源を他に求めてやるから受益者負担を取

らない、この二つがあるだけです。そのときにあ

たって、受益者負担を取らなければ補助を出さな

いということではない。受益者負担を取ってまで

積極的に行うというところに対して、かなりウ

エートを今日まで持ってきたということは事実の

ようです。それだけのことで、したがっていまし

て、現在でも受益者負担を取らないから一切補助

しないということではないのです。そこで、私が

先ほど申しましたことは、下水道に対する地域社

会の認識の態様が違ふから、あるところでは取

るし、あるところでは取らないでやっている、こ

ういうことでございます。この際は、受益者負担

を取るべからずというところまでは言ひ切れな

ないわけでございます。だからそれは地方自治

体の財政状況と、地域社会のいわゆる受益者負担

いかということだつて、それは差をつけること

ができません。そうすると、これは平等に取り扱

うということを書いてください、当然でしょう。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げま

す。平等ということは機械的な平等ではなく、そ

の助成には決して差をつけないということだつ

たが、ケースバイケースで、ただ、どちら

のほうで下水道を早くやったほうがいいかとい

うことの判定も出てくると思います。ただ、申請を

されれば機械的にやるということとは、やはり事業

計画、それから環境とどっちを優先させなければ

ならぬかという選択も若干出てくる、こう思いま

す。しかし、どこまでも公平にやります。

○松永忠二君 それじゃ、負担金制度を持ってい

ないところより持っているところを優先的にやる

ということはやります、公正にやりますという

ことですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) そうです。

○松永忠二君 優先するということはやります

意はその受益者負担を取るほうが熱意があるとは

言われぬでしょう。そこを地元がやって、そうし

て公共団体がそれぞれやっているというそれだ

けの積極性を持ったもののほうが優先すべきだ

と思ふけれども、まあ譲ってそっちを優先しない

限り片方が優先しない、公平にやるというお話で

すから、したがってこういうような記事は将来出

ないということをお断りいたします。その

んなばかなことはない。さつきから言っているよ

うに、私は受益者負担制度を全然否定しているわ

けではありません。大臣言われるように、現状

では受益者負担制度というものもやむを得ないこ

とがあるかもしれません。しかし受益者負担を

取ってなければ、熱意が足りないから、そ

こへ予算をつけないとか、あるいは受益者負担制

度をとったものに優先的に予算をつけるなどとい

うことはやらないというのですから、それなら全

くよくわかるのです。将来私は規模としてこうい

うものくらいは受益者負担制度をとらぬでやって

また至当だと思います。そういう状況でありまし

て、これを条件づけでやったのではないというこ

とだけは、これは理解していただきたいと思います

す。今後まだそういうことがあるだろうと私は思

います。ただしこの事業量並びに補助率が、だん

だん内容がよくなつてきますれば、これは地方自

治体も受益者負担を取らずに相当事業を進めるこ

とが可能になつてくる。こういうことに私はなる

と思ひます。したがって問題は、この法律上、広

域下水道には負担金を取ってはならないというよ

うなことはあなたも言つてないし、われわれもそ

れを否定しようとは思わないのでございます。問

題は、今後自治省と十分連絡をとりながら、でき

れば地方自治体の一般財源なり他の手法でもって

受益者負担がないように努力すべきであるという

あなたの趣旨には私も賛意を表しまして今後努力

をしたい、こう思つております。

○松永忠二君 公共下水道とか流域下水道の問題

はあとでちょっと出ますけれども、これは受益者

業は半分に分けて中途でやめるといふわけにいきませんから、そういうときにはやっぱり選択が出てくると思います。そういう意味で申し上げたので、いわゆる機械的な公平ではないので、処置は公平にやっています、こういうことを申し上げた。

○松永忠二君 どうも少しあれですね、理屈をだんだん言っていくと全くその御趣旨もつとめだと、何も差をつける理由というものはないわけですよ。事業量をふやすためにやっているんじゃないか、事業量がふやすことは大体納得した。だから、自治省がどう考えるかということは何もあなたの口から聞こうとしているわけじゃないですよ。建設省としてはとにかくそれを優先するということがなくて、公正にやりますと、こういうことをさっき言われた。それならわれわれは大臣の言うこととしてこれは納得ができるんです。よけいなものがくつものだから再々聞かなければならない。建設省としては、とにかくそれを優先するということじゃなくて、とにかく公正にやるんだと、そんなことはあなたあたりまえのことじゃないですか。このあたりまえのことが通らぬなんていうことじゃ、今度は何のために一体質問をやっているのか、委員会をやっているんですかね。ぼくはそうだと思うんですよ、これはやっぱり。だから、これは大臣が再三言ったことをただ確認しているだけのことで、いずれを優先するといふやり方じゃないに、建設省としては公正にやるんだと、こうおっしゃったから、それならそれでわれわれもいと思う。それに間違いはないですね。私の言ったことに間違いはないですね。そういうことはあなたがはっきりしているでしょう。

自治省のことは聞いてませんよ別に。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私が言ったことをもう一回もう一回と言うものだから、いろいろと具体的に申し上げるのではありません。その点は、やはりいろいろ詳しく言われると私も詳しく言わざるを得なくなりますから、したがって先ほど申

上げたとおりで、過去でなぜそうであったかといえ、これは非常に事業量も少ない、補助率も少ない、しかしながらやらなければならぬというから、自治省が受益者負担制度をとった。そうしてそれをやろうとするときに、やはり結果的にはそこに優先になったという経過は示している。だから、そこでわれわれとしては何よりもそういうことのないようにしてするためには事業量をふやすということ。事業量をふやす、対象をふやしていけば必然的にそうしたものも少なくなくなる、こういう戦略体制をとっておるということ。私は申し上げたのです。公平にやることについては変わりありません。

○松永忠二君 わかりました。さっき言ったことを確認して、われわれは今後優先的にそれをつけないことには予算をつけないなんていうような事実があったら、それはひとつ追及をしていきます。だから、私たちはどっちかといえば、地元は公共団体が負担するほうがむしろ当然なことであって、下水道事業を実施する考えであるから、われわれはそういう主張をしている。まあその点はそういうこととしておきます。

そこで、もう少し話を進めまして、今度流域別下水道総合計画というのができる、そういうものができるのは、第二条の二にあるように、水質環境基準「が定められた河川その他の公共水域又は海域で政令で定める要件に該当するもの」ということが第一点あるわけなんです、これは従来四十五年の九月の一日に閣議決定された水域類型の指定されたものを考えているのか、この点について伺いたい。またもう一つ合わせてお聞きをいたしますが、今後公害基本法の九条の二項というのが、今度公害基本法によって追加をされたわけですから、そこにある九条二項の都道府県知事が定めるものがそれに追加をされると思う。この二条の二に、いわゆる流域別下水道整備総合計画が立てられる河川とか、水域とか、海域というものは、今後どのくらいどういう水域が加わって追加をされてくるものであろうか、あるいはまたこの

法律が施行されるのか、一定の期間を持つていわけですけれども、国はその水質汚濁防止法案の実施までの間に、それに追加をして指定をする用意があるように聞いているのだけれども、これはどうなのか。建設省と公害対策本部のほうからお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉兼三郎君) まず当面、流域別下水道整備総合計画というものは、どういう対象の水域について計画を立てているのかというお尋ねかと思いますが、私もこの制度が確定したし、した後にございまして、当面四十九水域、先般類型指定がございまして四十九水域を対象にいたしまして、早急に流域別下水道整備総合計画を都道府県がつくっていただきますように指導いたしたいと思ひております。それから今後の問題でございしますが、御指摘のように、公害対策基本法の一部改正によりまして、環境基準の設定権が知事のほうに委任されることに相なっておりますので、今後知事さんがお立てになりますという計画が、相当追加されることになってくると思ひます。そういうものに対しては、下水道法のほうにおきまして、逐次総合計画が立てられていくというふうなことが予想されますので、それにも十分私どもは対処して指導してまいりたいと思ひます。それから今後国のほうで四十九水域のほか、近々に追加指定の意向があるかどうか。これは企画庁のほうから……

○政府委員(西川審君) 公共河川の類型指定につきましては、現在九月一日に四十九水域を指定いたしました。当てはめを行ないました。それからすでに現在までに環境基準部会としての審議を終わっておりますのが十六水域ございします。これはまだ本審議会の決定をいたしておりませんが、すでに部会といたしまして審議を終了いたしましたのが十六水域ございします。それから大体法律の施行を来年度と考えました場合に、今年度中に指定を、当てはめを行なう予定水域が十四水域ございします。そういったと、今後新たに類型指定になりますのが三十水域ございします。現在四十九

水域の中とこの三十水域の中で一水域重複しているところがございます。東京湾につきまして現在千葉の五井地先に当てはめを決定いたしておりますが、この残りの審議中の十四水域で、東京湾全域の当てはめを行ないます。一水域が重複しておりますので、消されますので、最終的には、今年度中に、新法が施行までの間に七十八水域となる見込みでございます。新法が施行になりますと、公害対策基本法も改正になりますと、来年度以降につきましては、当てはめ行為も県知事のほうに委任いたします。国のほうではやらないようになりませんが、大体従来私どもで考えておりましたのが約二百水域程度が、汚濁を防止するため将来の当てはめを行なわなければならないことではないだらうか、こんなふうな考えております。

○松永忠二君 大臣に一つ、また関連いたしますが大臣、いまのお話を聞かれていますところでは二百水域をきめられていって、これはここにいう第二条のいわれる水質環境基準が定められた河川の水域のことですね、それが結局今年度からこれが施行されるまでに三十水域が加えられるので、七十八水域になるわけですね。国がこれにいわゆる総合計画を立てなきゃできない水域というのは七十八水域ある。将来知事がまた水域をきめるわけですから、それを入ると企画庁のほうで二百水域くらいを指定をしなければ、いわゆる水質の汚濁というものを防ぐというふうな状況にはならぬだらうと言われているわけですね。そこで、一体その新下水道整備計画の五カ年計画、あなたがいらっしゃるようによい今度やろうという五カ年計画で一体どれだけの水域がいわゆるこの計画で完成されるのかということをお伺いいたしたい、そのあとで大臣に質問いたします。まずどのくらいの一体水域が新下水道整備五カ年計画で完成をさせるのか、金額はどのくらいで、いま二兆三千億ということですが……

水域の中とこの三十水域の中で一水域重複しているところがございます。東京湾につきまして現在千葉の五井地先に当てはめを決定いたしておりますが、この残りの審議中の十四水域で、東京湾全域の当てはめを行ないます。一水域が重複しておりますので、消されますので、最終的には、今年度中に、新法が施行までの間に七十八水域となる見込みでございます。新法が施行になりますと、公害対策基本法も改正になりますと、来年度以降につきましては、当てはめ行為も県知事のほうに委任いたします。国のほうではやらないようになりませんが、大体従来私どもで考えておりましたのが約二百水域程度が、汚濁を防止するため将来の当てはめを行なわなければならないことではないだらうか、こんなふうな考えております。

○松永忠二君 大臣に一つ、また関連いたしますが大臣、いまのお話を聞かれていますところでは二百水域をきめられていって、これはここにいう第二条のいわれる水質環境基準が定められた河川の水域のことですね、それが結局今年度からこれが施行されるまでに三十水域が加えられるので、七十八水域になるわけですね。国がこれにいわゆる総合計画を立てなきゃできない水域というのは七十八水域ある。将来知事がまた水域をきめるわけですから、それを入ると企画庁のほうで二百水域くらいを指定をしなければ、いわゆる水質の汚濁というものを防ぐというふうな状況にはならぬだらうと言われているわけですね。そこで、一体その新下水道整備計画の五カ年計画、あなたがいらっしゃるようによい今度やろうという五カ年計画で一体どれだけの水域がいわゆるこの計画で完成されるのかということをお伺いいたしたい、そのあとで大臣に質問いたします。まずどのくらいの一体水域が新下水道整備五カ年計画で完成をさせるのか、金額はどのくらいで、いま二兆三千億ということですが……

水域の中とこの三十水域の中で一水域重複しているところがございます。東京湾につきまして現在千葉の五井地先に当てはめを決定いたしておりますが、この残りの審議中の十四水域で、東京湾全域の当てはめを行ないます。一水域が重複しておりますので、消されますので、最終的には、今年度中に、新法が施行までの間に七十八水域となる見込みでございます。新法が施行になりますと、公害対策基本法も改正になりますと、来年度以降につきましては、当てはめ行為も県知事のほうに委任いたします。国のほうではやらないようになりませんが、大体従来私どもで考えておりましたのが約二百水域程度が、汚濁を防止するため将来の当てはめを行なわなければならないことではないだらうか、こんなふうな考えております。

水域の中とこの三十水域の中で一水域重複しているところがございます。東京湾につきまして現在千葉の五井地先に当てはめを決定いたしておりますが、この残りの審議中の十四水域で、東京湾全域の当てはめを行ないます。一水域が重複しておりますので、消されますので、最終的には、今年度中に、新法が施行までの間に七十八水域となる見込みでございます。新法が施行になりますと、公害対策基本法も改正になりますと、来年度以降につきましては、当てはめ行為も県知事のほうに委任いたします。国のほうではやらないようになりませんが、大体従来私どもで考えておりましたのが約二百水域程度が、汚濁を防止するため将来の当てはめを行なわなければならないことではないだらうか、こんなふうな考えております。

○政府委員(吉兼三郎君) 先ほども申し上げましたかと思いますが、新五カ年計画の中で水質環境基準関係の下水道投資に重点を置いてまいり、わけでございますが、次の五カ年におきまして、私どもの予定では四十九水城、関連いたしまして、一兆六千四百億程度を見込んでおります。このうち二十五水城が五カ年間に環境基準達成ということにいたしております。したがって、残りの二十四水城につきましては、これは五カ年間の暫定目標値というのが設定されております。この目標値までに事業を進めるとともに、引き続きまして次の五カ年間、おそくとも次の五カ年間に残りの水城についても基準達成をはかってまいりたい、こういうふうな計画でございます。

○松永忠二君 そうすると、大臣にお聞きいたしますが、いま言うとおりの新五カ年計画が完全に認められたとしても、二十五水城しかいわれる総合計画によって完成できないわけですか。ところが、いま政府がいろいろ言っているのは、要するに公共用水域の公共用水の排出基準などをきめて特定の施設からの排出をきめる。公共用水域は全部の公共用水域においてそういうふうな適用していく。したがって、公共用水域がいゆる積極的になれない川になるだろうという期待を寄せている。しかし、現実には総合計画が立てられるのは、まあこれからすぐ立てるのは、この法が成立されて立てなかならないのは七十八水城、将来都道府県がやってくると二百水城の総合計画がつくられるわけだけれども、その中で今度の新五カ年計画では二十五水城しかそれができないわけですか。あと五年かかったら四十九水城ができるかどうかということなんです。そうなってくると、これは絵にかいたばかりのちやうどということになるわけですか。計画立てないより立てたほうがいいとばかりは思いますが、しかし、これは絵にかいたものだ、絵はかいたけれども、実際にはその工事というものができない。つまり、この流域下水道の整備総合計画の中には、いわゆる実施の期日が入れちゃいけないわけです、期日が入れちゃいけない、いつまでやる

というふうなことはちゃんとしないわけですか。しかし、よく政府は言っていることに、水質環境基準をきめたところについては五年でそれを達成をし、それからそれができない場合には十年で達成するということを言っているんで、そういう意味の水質環境基準ですからね。その水質環境基準がきめられていて二百水城に五年をめどに、また五年をめどにしていうけれども、ただそれは実際言っているだけなんです。ほんとうにできるのはどういうことになるかという、いわゆる計画が完成するのは二十五水城、だから、いわゆる絵をかくほうがかぬよりはいいかもしれないけれども、国民の期待されているのと実際とはえらい違いだということですよ。こういう点についてやはり勇気を持ってやってもいいわな。また水質環境基準をきめたものについては大体五年、おそくとも十年と言っているなら、十年にたとえば二百水城を完成しなければ、いわゆるそういう意味にはならない。これは例の新経済社会五カ年計画なんか、あんなものを基準に考えていたら、これはこんなことはとてもできないわけなんです。こういう点は大臣ですでに御存じだと思っております。けれども、現実には少しこまかく言ってみると、そういう点は非常にあるわけなんです。だから、むしろわれわれは総理大臣あたりにしっかりと決意を披瀝してもらいたいところなんです。まあ大臣にも——総理大臣は出てこれないわけですから、何といつても大臣にこのことを認識してもらって、私はこんなことかいは大臣は知らぬのじゃないかと思うのですがね、実際は水質環境基準がきめられますと、きめた河川については五カ年間でやりますが、やれなくてもあと五年間すればなりますと、そう言っている。国民のほうは何か順番に水質環境基準がきめられて、それが適用されてきて、どんどん各河川に適用されてきて、どんどんそういうものが確保されてくるだろうという感じを持っているわけなんです、そうではない。そういう点で、こういうふうな認識を持っておられると思うのですがどうなんですか。

また、それについては全面的にやはりそうした新経済社会五カ年計画とか新全総とか、そういうものについてもやはり検討をし直す必要があるとお考えになっているのか、そういう点をひとつお聞かせを願いたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま経済企画庁のほうからだいぶ大幅の水城指定がやられるということですが、私のほうにいままで全然それは連絡を受けておりません。これは先ほど申し上げましたように、新経済社会発展計五十五兆円、これ自体に私はほんとうは基本的に認識が違ふのじゃないかということ、実は経済企画庁長官にも大蔵大臣にも申し上げております。私のほうで、先ほど都市局長から説明いたさされたように四十九水城、これ自身はわれわれのほうで計算すれば最小限度三兆二千億かかるんです。そこに経済企画庁が下水道に公共投資としてワケを与えているのがわずかに二兆三千億なんです。そこでこれはおかしいじゃないかということ、私が訂正を申し入れたけれども、全体としてこれがそういうワケできめられているから弾力的に今後考えるということ、私は了承したわけなんです。その一つの具体的なあらわれとして、今度の四十六年度を初年度とするあらわれには、そのワケをきえさせているわけなんです。五千億こえさせていま要求することを了承を受けておるといふことでございます。したがって、経済企画庁のいま担当の役人さんから二百水系をこれからやるのだと、本年中にさらに十幾つかやるとするならば、当然これはいまの新しい五十五兆円に対して総投資量を増加してくるののが当然だと、それは向こうのほうは向こうでかかっていって、それはできるものじゃない。おそらくこれはこうやうなところ、一つの事務当局の案じゃなかろうかと私は思うのです。少なくとも経済企画庁長官からは、われわれのほうでは新五カ年計画は二兆六千億で要求しますよというのをはつきり言っているのです。だから、これは、しかもこれが四十九水系がこれで完成はしないよと

いうことを言っているときに、さらに十何水系やるといふことは、当然それに対する経済企画庁として、これは投資の総ワケをきめるところですから、おそらくそれについての善処した申し出があるものと私は思います。現在の段階ではそれ以上私は申し上げられない。ここに経済企画庁長官が来て、これだけの新しい類型指定ということ、を言いますれば、それについての裏づけの投資量をどうするかというのがあるが出てくるかと思ひますが、現在の段階ではわれわれのほうはいま四十九水系を一応の目標とし、さらにまた流域下水道等も含めてこれは暫定の目標を立てて漸次やるということをお願いしているわけなんです。

○松永忠二君 実は大蔵、公害基本法でそういうことをきめているわけですよ。公害基本法の改正で「前項の基準が、一以上の類型を設け、かつ、それの類型を定めてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に委任することができ、この委任によつて、いゆるいま言うとおりの望ましい環境基準という第二条の二に該当するものが出てくるわけですよ。そういうことを予想して公害基本法は改正されているわけなんです。したがって、出てこなければ意味がないわけですよ、こんなことをやっていた。だから、将来ふえてくることを予想している。また一般国民はそういういゆる第九条の二項が規定されたことによつて、非常にいままでのように極端な指定水域だけがほんのわずかしが出てこないのじゃないかと、非常に各実情に合つて都道府県知事がきめてくるのだ。だから、ふえてくるというこの前提に立つて、そのために公害基本法を改めたのです。だから、経済企画庁のほうには施行前にも、実はできるだけ広い地域の広い河川についてそういうことをやっていかなければいかぬので、四十九ではまずかつたから、十六すでにきめたものに十四それに加えて三十やるといふのは、経済企画庁の考えとしてはそれはそうあるべきなんですよ。それからまた二百になりますという目標に

立つてこういう公害基本法を改めた以上、そうなるのはあたりまえなんですよ。そういうことを法的にちゃんとやっておきながら、片方であたがとおっしゃるような、わしは聞いたことがないというふうな——そんならこっちは改めてもらいますよというふうなものがまた片方にあるのですよ。それだから、私はこれは絵に書いたもちです。ねと、こういうことを言ったのです。

委員長、こうなっていると経済企画庁長官を呼ばなければわからないということになる。それからまた、そんなことを言うなら、公害対策本部長の総理大臣が来なければわからないということになる。その三人集めてみて、建設大臣の考えているようなことになっているわけじゃない——経済企画庁長官を呼んできたり、対策本部長の総理大臣を呼んでこなければ、対策本部長の責任においてこういう公害対策基本法を改めておかなければ、しかもそういうふうな環境水域がきめられたでは、それじゃ全然しょうがないから、それじゃ五千億こえてやらなければいけませんというなら、それはそういうふうにしてもらわなければいけません、実際はそうはなっていないのですよ。そこに問題があると私は言っている。あなたは責任を持って建設大臣なんだから、あなたがそういうふうなことをおっしゃるのは無理はないのですよ。それは当然なことですよ。ところがそういうことが連関的にやられていないのですよ。そうしておいて法律はこうして改めて、いわゆる桃色のあれを国民の中にずっとばらまくわけです。だから何かえらくよくなるのだ、よくなるのだと思うとそうじゃないのですよ。こうなると困るじゃないですか。

○委員長(田中一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(田中一君) 速記を始めて。
○政府委員(西川喬君) 先ほど御説明申し上げました、今年度中にやります現在まで審議を終わりました十六水系あるいは残りの十四水系につきましては、現在建設省のほうで持っております下水

道整備の第三次五カ年計画というものを十分念頭に置いております。で、これらの水域が環境基準を達成するための施策といたしまして、下水道の整備をどのくらいやらなければいけないかというふうなことを全部検討されておるわけでありまして、それで、もちろんこの水域の中には非常によくれておりますところがあるわけですが、たとえ、排出規制だけで環境基準の目標が一応維持できるというふうな水域もございまして、それから現在はいきなりであつても、そのきれいを保全するためにずっと維持していくために予防的措置として規制を設けるというふうな水域もございまして、で、そのような観点でこれだけの水域に全部流域下水道の計画をつくらなければいけないかというところ、決してそうはなっておりません。で、その当てはめなりあるいは達成期間というものをきめます場合に、全部関係省の間で協議いたしまして、まして達成年限を決定しているわけでございます。それから、いま先生のおっしゃいましたように、あるいは建設大臣がそこまで細部にわたって御存じなかつたら、先ほどのような答弁があつたかと存じますが、すべて事務的にはその辺のところは全部打ち合わせを済まして作業を行なつておるわけでございます。

○松永忠二君 それは全く違いますよ、そんなことを言うのは……それはあなた「望ましい基準が定められた河川」と書いてありますよ。定められた河川」と書いてある以上、特定施設のはうでございまして、それとはまた違ふのですよ。それは特定施設の排出基準で川がきれいになります、そんなことはこれは違ふのです。環境基準の水域なり公共水域なり海域が政令で定められるというのは、政令で定められる要件が二つの市町村にまたがったものということなんです。だから二つの市町村にまたがったもので、大體がさつき第二条の二のところに該当するものが従来の閣議決定をした四十九水域であつて、それに三十水域が加わつて七十九水域であつて、将来

この二条の二に該当するものがこの基本法の九条の二なんです。二で都道府県がきめたものが、こへ持つてきて流域下水道は都道府県がきめるのですよ、何も国がきめるのではないのですよ、都道府県別にちゃんとそういうものがきまつた以上、この流域下水道整備計画をきめなければいけないのですよ。きめた流域下水道には補助がつくというふうなことになるわけですよ。実施をしようとするならば——実施をするというわけを前提して結局そういうものをきめているわけですよ。だからそんなばかなことを言つて、排出基準がきめられて水域の環境基準が確保されます——それはそれは別のことなんです。二条の二によつて都道府県がきめるものと、この法律施行までにこれに該当するものとしてきめるものがあつたの言うところ三十三水域あつて、それがダブつて七十八水域と言つていふんじゃないですか。そう言つて以上、それを完全に実施するならば八水域について新下水五カ年計画は考えられなければいかぬし、あるいはあなたのおっしゃるようにはその次の五年というのを考えるならば、二百水域が妥当だということが法律のたてまえだ、それが違ふんというそんなばかなことはいないんじゃないですか。

○政府委員(西川喬君) 私が申し上げましたのは環境基準を当てはめを決定いたします場合に、従来は閣議決定でございしたわけですから、環境基準を達成するための施策というものがございまして、達成するための施策といたしまして、第一番に排出規制、第二番目が社会資本の充実あるいは下水道の整備があります。あるいは流況の改善もございします。あるいはしゅんせつもございします。その二つの方策をとられるわけでございますが、その中のどの方策をとるかということが、それぞれ水域の当てはめを行なうときに決定されていくわけでございます。その場合に下水道の整備を行なわなければならないというふうな水域につきましては、当然二条の二が政令で定める要件に該当するものではないだろうか。環境基準を当てはめをいたしました水域全部につきまして必ずこの流域下水道整備計画をつくらなければいけないのかどうか。この点につきましては、これは所轄の建設省のほうで政令で定める要件その他の問題があるのではないだろうか、こんなふうな考えますが、少なくとも環境基準の当てはめを行なつておりますときには、その水域の中には下水道の整備を必要としない水域もあるということは事実でございます。

○松永忠二君 それは違いますよ。建設省のほうに聞けばわかるんですけれども、政令で定める要件に該当するものというものは、私も事前に聞いてるんですが、二つの市町村にまたがったものということができるということですよ。ほかには何もきめるものはないんです。あなたの言つたことは二つの市町村にまたがったものという、政令で定める要件というものがそこにくつくんです。だから二百水域の中で二つの市町村にまたがらないものがあるかもしれない、少数。しかしそれは単に政令で定める要件に該当するものという二つの市町村にわたるもの以外に何か建設省が用意をしているなら聞かしてください。——ないんですよ。ないからこの基本法の二条に基づく都道府県に委任することができ——委任することができるといふのは、さっきからあなたが言つたようにこれからは国がやりません、都道府県がみんなやるんですよ。都道府県がやるのは基本法の九条の一の中にある、二条の二のいわゆる「望ましい基準」じゃないですか。それ以外に何かあるんですか。あなたの最後の答弁は要するにそれがすぐそのものに該当しないのが、二条の二の政令で定める要件というものがついてきた場合にはそれに該当しないものもあるでしょうと言つただけで、ただ二百水域の中に、もし二市町村にわたるものがないならそれだけは落ちるけれども、それ以外はみんなこれに当たるんですよ。これに間違ひはないのです。建設省の意見を……。

○委員長(田中一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

○政府委員(吉兼三郎君) ただいま環境基準の設
定の問題と私のほうの下水道法の流域別下水道総
合計画についての御質問が出ておられるわけであ
りますが、私どものほうから……

○松永忠二君 「政令で定める要件に該当するも
の」というのは……

○政府委員(吉兼三郎君) まず御指摘の「政令で
定める要件」と申しますのは、現在のところは二
以上の市町村の行政区域にまたがっておりまして
そういう流域について流域別下水道整備総合計画を
立てる必要があるものは、都道府県知事、都道府
県が策定をする、大臣の承認を得ると、こういう
立て方になっております。ところが先刻企画庁
からお話ございましたように、今後知事さんの権
限で環境基準が設定されるところの水域につきま
しては、お話をございましたように、すべてがす
べて下水道整備をやらなければならぬと、すべ
い水域ばかりかという、私は必ずしもそうじゃ
ないと思ひます。やはり地域によりましては、工
場の排水規制を行なえば、下水規制を行なえばそ
れで大体基準が達成できるという水域もあるの
ではないか。しかしこれはどこかといふと、実
際に具体的にその水系について実態の調査なりそ
んなものをやっていますので、何ともお答えで
きないわけでございますが、私どものほうの計画
は、先刻申し上げましたように二以上の市町村の
区域にまたがる流域でありまして、主として下水
道の整備によつてこの当該環境の基準を達成する
ことが必要なそういうふうな水域につきまして、
私どもの計画を立てるという考え方にいたしてお
ります。

○松永忠二君 それならあなたの言うその水域は
幾つぐらいあるのですか。
○政府委員(吉兼三郎君) 現在のところまだ明確
な水域の数は私のほうでチェックいたしておりま
せん。

○松永忠二君 あなたが言ったとおり、政令で定
めるのは二以上のものだと、そういうふうなこと
である。それ以外には望ましい基準が定められた
河川、公共水域、海域、こういうものはいいか
これは下水道整備総合計画をやらなければいか
ぬ、計画を立てなければいかぬといふことは、あ
なたも言っておられる。それを立てなければいけ
ないのは当面は四十九でございます。その中で今
度の五十年計画で二十三でございます。その中で今
度ですが、じゃこれからどれくらいあるかというこ
とについてはわからない。企画庁のほうでは、い
わゆる従来そういう手段方法をもって指定水域と
してきめてきた水域というのは、大体二百水域に
のぼるであろうと言っているわけですが、この
二百水域にのぼるところをもつとふやしていくと
いうのがこの基本法の趣旨でしょう。従来は、い
ままでは国でやっていたけれども、それじゃ十分
じゃないから地方に移して、地方の実情に当ては
めて水域をきめてもらつていくということなん
です。そういうふうな水域が結局、生活環境を保
全、維持されることが望ましい基準であるわけな
いんです。だからそういうことにおいて、つまり聞
いているのは、結局、いやそれは四十九水域の二
十五をやるということであるといふ考えであるし、
また四十九を足りないものはまたあとで五十年で
やればいい。そういう関連で二兆三千億なんとい
うものが考えられているし、今後のことは考えで
いくというならば、それじゃ少ないですよ、そん
なことありませんよというのを私が言っている
わけですよ。そうしたら建設大臣は、そういうこと
は私は聞いていない、それならもうちょっとしな
ければいかぬと——それはおかしいじゃないか、
そういうことは法律でそうなっているじゃないか
と言っているわけですよ。むしろ国民のほうからい
くと、そういう水質環境基準がたかきめられ
て、それに基づいて、つまり流域別下水道が二市
町村にまたがる場合、流域下水道計画を立てても
られない、それができるのだから。そういう期待

を持っているわけですよ。そういう点で食い違つ
ちゃっているわけですよ。

○説明員(植松守雄君) 公害対策本部としまし
て、基本法九条二項の環境基準の当てはめを都道
府県知事に委任することとした規定を設けた場合
の考え方について、御説明をさしていただきたい
と思ひます。

実は、いま松永委員が御指摘になりました点、
まさにこの法律を改正する際に大きな議論があつ
たところでございます。確かに建設省は、この九
条の二項のような当てはめを都道府県知事にほと
んど無条件に委任するというような形にすることに
ついて危惧の念を表明されたわけでございます。
それに対してしましてわれわれの考え方は、これ
は実は少し話が違つたわけでございますけれども、
今回の公害関係諸法案を立案する場合には一番問題
になりましたのは、水質汚濁に関しては下水道の
整備の問題であり、それから大気汚染に関しては
実は亜硫酸ガスの対策、そのためには低硫黄重油
の供給ということでございます。つまり、大気汚
染と水質汚濁防止という、公害防止の分野におい
て一番問題になるのはその二つである。それが、
幾ら法律の規定を設けても一つの現実的なネック
になるのではないかとということがあつたわけでご
ざいます。いろいろ議論をいたしました結果、特に
硫酸黄酸化物につきましてはどうも地方団体に全面
的にそれを上乗せを委任することには自信が持て
ないといふことになりました。御承知のように、
大気汚染防止法のほうでは国自身が八段階を設け
て、その八段階の中でそれぞれ過密地帯について
当てはめをやつていくということにしたわけであ
ります。

他面、今度水質汚濁防止法につきましては、確
かに下水道の推進ということが非常に重要であ
り、そのための財源措置ということが非常に大き
な問題になるというところはわれわれも十分自覚し
ておつたわけでございますが、九条二項を置くこ
とによつて、いわば地方からそれを促進していく
一つの圧力にするというふうな形になるのではな
いかという気持ちがある、実はわれわれの内部にあつ
たということを申し上げたいと思ひます。つまり
、これを上から定めた、たとえば第三次下水道
整備計画というふうな形のワクの中にきちんと当
てはめていくという形の中には、この九条二項は
なじめない面があるというのには御指摘のとおりだ
と思ひます。しかし都道府県知事が具体的に環境
基準を当てはめていくためには、当然、それに
伴つてどういふ措置をとらなければならぬか。
その場合には、いま議論がありましたように、あ
るいは地域によつては汚濁負荷量の主要な部分が
工場排水からなつておるというふうなものである
とすれば、下水道計画もつくられるのでありまし
う、この二条二項によつてつくられると思ひまし
けれども、それでも主たる解決策としては工場排
水の規制で足りるという場合もあり得ると思ひま
す。しかし下水道につきましてもやらなければなら
ないという場合もある場合には、当然その財源
措置について建設大臣と協議をしなければいけ
ないといふことになるわけでございます。その辺
の調節弁としてまさに下水道総合計画というの
があるというふうな位置づけのものではないかと、
われわれは実は思つておるわけでございます。も
ちろん、そのことによつてがっちり予算ワクがき
められてしまつて身動きがつかないのではないか
という御指摘があると思うのでございまして、け
れども、それはやはり下からの何といひますか、圧力
と申しますか、その辺によつて下水道計画が促進
されていくという面があることは否定できないの
ではないか。

それから、先ほど都市局長のほうから、一兆六
千四百億が四十九水域についての予算として、事
業量として割り当てられておるといふお話があつ
たのでございまして、一兆六千億の事業費が認め
られれば、その間には、まだある程度アローア
ンがあるわけでございますから、それが四十九水
域以外の水域にも回せるということにならうと思
ひます。したがって、具体的にどの河川につ
いてどれだけ精密な計画を持っているかという

御質問に対しては、なおこれからいろいろ調査をしなければならぬということでございますけれども、まあしかし全体の方向として、九条二項を置くことによって促進をしていく。しかしそれについては、無条件でそれを促進するということについては財源の上では事業量の上でのネックという問題がございますので、その辺は調整をとりながらやっていかなければならない、こういうふうな考え方でございまして、一つの計画経済みたいなきちつと上からの計画で、すべて中央から割り当てていくという形はとっていいないということでございます。

○松永忠二君 いまあなたの言ったことは、要するに基本法でそういう水域がたくさんできます。できますけれども、こつちのほうへそのまゝ入れらるわけにはいきませんということですね。だから、画にかいたものになりますよということを言っているわけですから、それじゃ困るから聞いていますのです。そういうようなことを考えてこういうものをつくったのですかということをお大臣なり各省に聞きたいわけなんです。それが意思統一がされていなければだめだということを言っているのです。これは、この質問はあとに延ばしますけれども、そういうところでただ同じ趣旨のことをあなたと言ったって、何もそれだからと、いつて解決できる筋合いじゃないから、これはあらためて責任者を呼んでから話をするにしようかとす。

○大和与一君 関連。一つ大臣にお尋ねします。私はこの問題は国が一番めんどろを見るのがあたりまえだ。企業が分担して負担する、これもあたりまえだ。そうすると予算措置が一番大事な問題で、その中で特に下水道の問題が量、質ともに非常に大きな分野を占めていると、こう思います。連合審査会で大臣おっしゃったことはたぶん昭和六十年年度だと思っておりますが、十六兆円ということをおっしゃったと思います。これは最低をおっしゃったのだと思いますが、しかしそれに上りてもいいいろいろな質疑応答の経過を聞いております。

すと、なかなかこれは容易なことではなくて、何だかばらばらの感じがするわけです。私は一つは認識の問題でお尋ねしますが、大蔵大臣すら基本法二十三条を忘れてしまつて、予算が忙しかつたのだらうけれども、それで失言をしてしまつて訂正をするという、こういう閣内の不統一がある。さきき大臣が、地方自治体なり地域社会の認識の問題がこの問題を促進するかなめであらうと、こいうふうにおっしゃつたけれども、閣内なり政府なり総理なりが、またこの問題について山中長官に話を聞いても、十分ではないということを認めた発言もありましたが、どうも一番大事なそのところが、認識の統一ということがきちつとできていないというふうに考えますが、その卒直な御意見を聞きたいのが一つです。

それから第二は、計画の問題ですが、一体この十六兆円というのは――計画というのはどこの国でもむずかしくて、ソビエトのごときでもフルシチョフも失脚したのは農業政策の破綻です。それが一番大きな問題です。どこの国でも、口ではうまいことを言っているけれども、うまくいかぬのです。この十六兆円ということは最低として、建設省の試算としても青写真があるのか。それは当然いままでより前向きの考え方をすれば、二年か三年たてばさらにそれが直されてもと大きく分け前をもらわなければとてもできないのじゃないか、こういうふうになるべきだと思いますが、その辺のひとつ見通し、もう一つは、一番大事なことはさつきも松永委員が触れられたように、国民に対して今後負担をかけない、こういう考え方が当然あるべきなんですけれども、それは具体的に政府としてはそういう指導をする、あるいは現実にはそういうふうになんたんなっていくのだ、少なくとも漸減の方向にいくのだ。いまの負担を少しでも国民にいらぬ負担をかけないで国がめんどうを見る、これもちゃんと基本法の二十三条にも書いてあるし、九条三項その他にも関連しているのですから、そういう考え方は微動だもせずはいくんだと、こういうふうなことが断言できる

か。
最後にもう一つ、先ほどのお話で、五年かかって四十九のうち二十五だと言いました。残りは二十四だというので、とても所期の目的は達せられないと思います。一体どういうふうな、五年たつて日本は世界に対して何%下水道の整備ができたのか。十年たつたら何%くらいになるのか。さっきおっしゃった十六兆を全部消化した上で、昭和六十年には日本の下水道というものは何%整備されたと言えるのか。これだけ聞きたいと思ひます。

○国務大臣（根本龍太郎君） 数々の質問でございますが、まず第一に、新しい五カ年計画が、これでは端的にいうて、これでは非常に規模が小さいんじゃないかというお尋ねでございますが、そのと

おりなです。そのために、私はこのいわゆる新社会経済発展計画の五十五兆円の投資額に限定し、その中で下水道事業に二兆三千億、こういうふう
に算定した根拠が私は理解できない。これに對する明確な答弁もなかったわけですから経済企画庁か
もし経済企画庁がきょう言われたように、まあ
当面二百の類型指定が行なわれるということ
當時において考えておいたとするならば、たとえ
ば二百じゃなくても相当数のものが、四十九類型
指定のほかにその数倍の指定がなされるという
腹案があるとするならば、私は二兆三千億と算出
した理由がわからない。そこで、私はこれはもと
もといわゆる計画経済におけるあれではなくて、
一つの目標、まあ大体こういうめだというふう
に考えていくべきである、日本の経済の発展の状
況あるいはまた国民の生活に関する意識の変化も
あるでしょうし、したがって、これはあまり固定
せずに、当分五年間はこれでいく、六年間はこれ
でいくという、固定せずに社会情勢の変化に應じ
てこれは変化すべきだ、こういう提言をいたして
おるのでございます。これについては考え方につ
いては當時の閣僚諸君もみんなそうだそうだとい
うようなうなずきをしたわけでございます。現在
の段階では、いまの二兆六千億です、私のほうで

要求したのが。しかしながら、これは現在の状況においてすら不十分であるわけでありますから、私は少なくとも昭和六十年までに日本の都市化した地域については一応一〇〇%を下水道の整備をもってカバーできるといふ計画を立てるべきだと思っております。これはすでに昭和四十年のころを一つの基準としてそうして考えたのが十五兆円です。十五兆円の投資をすれば、大体市街化された日本の約一〇〇%近いところの地域は下水道をもってカバーできる、これは閣議の了承を得たわけでも何でもなく、建設省自体の一つの長期計画の一つの目標でございます。それを達成するためにも、新五カ年計画では少なくとも二兆六千億が必要だと、こういうふうに実は考えたわけであります。

ところが、いまのような、先ほど事務的に連絡があつたかも知しらぬけれども、実は本年、米年中に二百の類型指定がなされて、しかもわれわれがいま考えておるような手法、そういうふうな経費のかけ方でいくとすれば、松永さんが御指摘なさるように、初めからそれじゃあ五カ年計画なんか吹っ飛んでしまふじゃないかというような感じを率直に私は持ったわけなんです。ところが、いまあとで経済企画庁の事務当局から言えは、現実にはこれは類型指定はするけれども、現実に達成する年次、どういう程度の環境基準にするかについては、具体的に今度は建設省の五カ年計画のそのワク内に入れて処置すると、こういうような説明なので、それなら初めからそう言えばいいけれども、その前提がなければ、それはいまの公害基本法との関係で非常におかしくなつちやうんじゃないかというようなことだと思ひます。それからもう一つは、私は先ほど受益者負担の問題がありましたが、下水も今度は水洗使所もやつていくようになるでせうし、それからまた一面におきましては、屎尿処理も、この下水道とは直接関係なく、これは厚生省でやつていかれます。そうすればそれだけ水を汚濁する原因も減ってくる。それから工場の排水等については、厳格なこ

れは規制がなされています。したがってそれが従来よりも下水に流れてくる量、質とも相当軽減されるだろうということ、それから従来は都道府県は例外的に流域下水道をやっておりましたが、今度は流域下水道方式をとっていくということになります。これは同じ経費のあれで、いままでは末端処理を全部市町村がやらなければならなかったのを、公共下水道から流域下水道にして、その末端処理は一括してやるということで効率的な使い方もできてくる。それからまた使用料制度が、今度は一般の人よりもむしろ企業のほうから使用料を相当取ってくるというやり方、あるいはまたこれはまだ検討中ですが、下水道債というものを発行していいじゃないか、地方自治体によらずして、それは相当長期の資金でやっていくとすれば、これもまた事業量を相当程度同じ資金でめんどろ見れるというような広範な私は総合的な政策をとってやってこれはやっていかなければいかぬ。

いまいろいろな矛盾点があることは、端的に申し上げますれば、二、三ヶ月で公害十四法をにかにやったという意味における拙速のそしりは免れないと思います。これは内閣としても拙速でもこれはやるべきだ、一つ一つたねんにやるとすれば、一つの立法でも一年ぐらいかかるでしょう、準備を全部やるためには、それをあえて若干の矛盾、それから準備不足、あるいは実行上のいろいろな矛盾を覚悟して、まず出発する。そうしてこれから実施の過程においていろいろ是正していくという政治姿勢がここに出てくるのでありまして、したがって松永さんが言われたように、非常に綿密に法律の体系はもとよりのこと、実施面における万遺漏なきものだというほどの自信はないことは事実です。しかし現時点においては、何よりもまず政府が準備が不足であつても、とにかくこれを進んでいくのだ、そうして実施の過程でこれを是正していくという政治姿勢が、むしろ選択するならばそのほうをとるべきだということでございます。したがってこれは御指摘

のように、いろいろな矛盾があることは、私は初めからこれはやむを得ないというのは、はなはだ無責任のようですけれども、むしろそれでもこの公害問題に全面的に取りかかるということのほうで、私は国家国民のためにもよし、政府としても正しい態度である。したがってこの実施の過程において、国会の皆さまからいろいろと矛盾を追及されたり、あるいは是正すべきことを指摘されたり、あるいは国民の実施面におけるいろいろな不便、そうしたものがあつて、それを真剣に取り上げて、一つ一つ解決していくことが正しいと思つておる次第でございます。その意味において、われわれは足りないことは相当自覚しておりますので、いづゆることはお答えして、そうして事足るとする態度は私はとるつもりはございませんし、関係閣僚の諸君にもその旨を言つて率直にこの点ではここに矛盾がある。ここにいろいろ隘路があるということを申し上げて、やはり次から次へと是正していくことが正しいことだ、こう考へておる次第でございます。

○松永忠二君 私はいまこまかく緻密にどうこうというのじゃないのです。ばくは三つの公害対策基本法を、いわゆる水質汚濁が発効するまでに水質保全法がある、それと下水道法改正との三つの関係はどういうふうになつておるのかということとを言つておるのであつて、この関連がはつきりしてないのに、ばく然とやります、やりますということを言うほうがおかしいのであつて、少なくともそういう意思をきつと統一をして、少なきちつとしたものを出さなければ、ただ法律をこしらえて、あつちにも抜けたところがありますよ、困る。この点の意思を統一する必要があります。そういう意味で私は十七日にその問題は延ばします。

○委員長(田中一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

○松永忠二君 いまの関連したほかの問題で少しまだ聞くことがあります、それは時間もありませんので、これは次回に譲ります。いまの言つたまま統一をさせること、見解をびしつと聞かなきゃいかぬので、その点はひとつ委員長でできるようにしておいてもらいたい。

そこで、質問をしますが、今度はヘドロの問題を少し質問をさせていただきます。まず公害対策本部に聞くんですが、ヘドロは今度の場合、基本法の中には基本法の第二条の第一項には水質汚濁で「(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)」と書いてある、公害の定義に入つていない。ところが同じ基本法の第九条の一項の「水質の汚濁」いわゆる環境基準とか、それから健康に関する基準、それをきめることを規定している基本法の中には「水質の汚濁」と書いて別

に何も書いてない、抜けている。今度は水質汚濁のほうの法を見ると水質汚濁法のほうの「水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化する。ことを含む。)」と、除外しておる、そうなるべくと、一体ヘドロの公害について汚染の基準というものは一体どこにきめる法的な根拠があるのか、公害にふれてきたがそれを判断する汚染の基準というのは全然ない、どこにもきめられない。きめる法的根拠はこれはどうするつもりなのか、それはちよつと不十分じゃないか、法律として、それから現在横浜市あたりではヘドロの基準というものをきめておるわけだ。だから、市のようなところでさえそういう基準をきめられるのにきめる法的根拠がどこにもないというところは、結局一つの法律的な不備である。どうしてこれをやっていくつもりなのか、これをひとつ聞かしてもらいたい。

○説明員(植松守雄君) いまいろいろのお尋ねがございましたが、最初の公害対策基本法二条の中に水質の汚濁にカッコして「(水底の底質が悪化することを含む。)」こう書いてあります。これはまさしくおっしゃるとおりヘドロを念頭に置いたものでございます。そこで今後ヘドロ対策について公害関係諸立法でどういうふうに対処していくのかという全体の関係をまず御説明をしたいと思

います。

○松永忠二君 簡潔にやってください。

○説明員(植松守雄君) そこで、このヘドロ問題に対処するためには、確かに従来は水質の汚濁という形で田子の浦の場合にも呼んでおつたのでございませうけれども、当面水質の汚濁ということば少しニュアンスが違ふということで、はつきり基本法の二条にヘドロというものを念頭に置いて規定を入れたということがまず第一でございます。それから、それに対する対策は公害関係の諸法の中にいろいろまたあるわけでございます。一つは水質汚濁防止法でございます。水質汚濁防止法は水質汚濁防止のために御承知のように各種の規制措置を講じておるわけでございますけれども、その規制措置を講ずることが水質汚濁防止対策になると同時に当然SS—浮遊物質、ヘドロの堆積の原因を根源においてカットするという形になるわけでございます。その意味において水質汚濁防止法と最も関係が深い、それは基本法にもその意味で水質汚濁のもとにカッコに入れておいたわけでございます。今度は水質汚濁防止法のほうにそれがなぜ書いてないかということでございます。まずけれども、これは水質汚濁防止のための措置をとることが即ヘドロの発生に対する措置になるということでございます。そのことはもつと別なことと申しますと、たとえば土壌汚染ということが今問題になつておるわけでございますけれども、土壌汚染防止のために、水質汚濁を通じて土壌汚染にいく場合には、水質汚濁の防止のための措置をとることが即土壌汚染防止のためになるわけでございます。そのことは水質汚濁防止法には書いてございません。それとちよつと同じ意味であつて、水質汚濁防止法の中には水質汚濁の防止を兼ねて結果的に必然的にヘドロの発生

の防止にもなるという考え方をございませう。それから他の法律について申し上げますと、御承知のように清掃法を改正いたしましたして廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのを提案しておるわけでございます。これにつきましては地先海面に

対して廃棄物をみだりに投棄することを禁止してあります。それから海洋汚染防止法でございすが、これも同様に海洋に対する汚物の投棄、廃棄物の投棄を非常に厳格に規制をいたしまして、一定の限られた廃棄物がかつ限られた海域で限られた方法でしか投棄できないということになりました。これらが相まちましてヘドロの対策になるということでございます。それから田子の浦のよう一たん堆積されたヘドロをどうするかという問題がございすが、これにつきましましては、もはややういった今後の規制措置は間に合いませんので、結局ヘドロ自体についてのしゅんせつ除去ということが問題になるわけでございます。これにつきましましての重要な立法は、これはいわゆる費用負担法でございます。費用負担法によって明確に事業者の負担のあり方を定めまして、それとさらに田子の浦の場合でございますと、従来の港灣法もこのために役立つわけでございますが、そういうものをつくって、今後除去を進めていくという考え方でございます。

それから第二点のお尋ねでございますが、基本法の九条のほうの水質汚濁のところは底質のところが含まれておらないではないかという御質問でございます。これにつきましては、実はヘドロの汚染度がどの程度であれば有害であるかということについての十分な科学的な立証がつかめない状況でございます。現在厚生省がやっておりますのは、一番現在において科学的な方法として認められておりますのは、結局魚の汚染度、たとえば水俣の場合でも阿賀野川の場合でも、これは魚が総水銀の三ないし四PPM含んでおった、これは明らかに人体に対して有害であるというふうな状況というふうにいまだ見えておるわけでございます。すけれども、そういうように、どうもヘドロ自体からアプローチするのは非常にむずかしくて、むしろ魚という形から入っていくのではなからうか。それにいたしましても、まだ魚の汚染の状況と今度はヘドロの汚染の状況との因果関係が十分につかめておりません。現在、緊急予算措置をも

ちまして、四十五年度においても厚生省が人の健康に有害のおそれのある地域のヘドロ調査をいたしております。その場合に、ヘドロの汚染の状況と魚の汚染の状況との因果関係等もつかもうということでも調査をいたしておるところでございます。現段階においては、その辺の因果関係ははなはだむずかしいという状況でございます。そこで、この前の連合審査の際に山中大臣も答弁をいたしておったと思うのでございすが、九条にはそういう意味で載せておりませんけれども、ヘドロそれ自体ということよりも、魚とか海藻とかいうことでやっているのではなからうかというふうにおかれれば考えておるわけでございます。が、その辺が、まだ十分にこれがきめ手であるというところまで至っていない状況でございます。しかしもちろん、その九条に入っていないまでも行政目標は立てない、という場合にはヘドロのしゅんせつにかかるかという手がかりになりませんので、その辺は即刻詰めて行政目標を立てなければいけないというふうに思っております。

○委員長(田中一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

○松永忠二君 そこでその次、厚生省と対策本部のほうに聞くのですが、ヘドロは、廃棄物処理法の「産業廃棄物」であるのかどうなのかということが一つ。それから田子の浦のヘドロを陸上処理をする場合、つまりこの法律が成立をして陸上処理をしようという場合には、この第三章の産業廃棄物の適用者、その第三章が適用されてきて、都道府県知事は、その処理計画を定めなければならぬ。それから事業者の処理については、「厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならぬ」となっております。それから収集、運搬、処分に関する基準は政令で定めるところになる。したがって、この法律が実施をされてくれば、当然、そ

の田子の浦のヘドロの陸上処理の場合には、この第三章の産業廃棄物の、このところの適用がなければいけないことになるのかどうか。それから公害防止事業費事業者負担法の行なう公害防止事業——第二条の2が該当されて費用負担計画が定められる。それによると、第七条二の「四分の三以上十分の十以下」の場合には適用されると考えるけれどもどうか。この点を、廃棄物処理法案の関連では厚生省ですね、二つお答えいただきたい。まず産業廃棄物処理法案の中でヘドロは産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのか、それはどうなんですか、まずそれを。

○説明員(柳孝悌君) お答えいたします。ただいまの御質問の件でございますが、河川、港灣等のしゅんせつの事業、これをそれぞれの管理者等が行なった場合、これから生じます汚泥は産業廃棄物となりまして、その産業廃棄物を処理いたします場合は、先生御指摘になりましたようなこの廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政令で定めます処理基準によって処理しなければならぬ、こういうことになります。

○松永忠二君 負担の問題。

○説明員(植松守雄君) この費用負担法それ自体、まあ田子の浦の問題を離れまして、費用負担法それ自体の解釈をいたしましては、まさにおっしゃるとおりヘドロのしゅんせつにつきましましては費用負担法が適用になるわけでございます。その場合にいかなる費用負担がなされるかにつきましては、原則は四条にございす。したがって、この四条の一項、二項にまたがって規定されておるわけでございます。この七条があらゆる場合にストレートに働くわけではございません。しかし、この七条はもう重要な規定でございまして、費用負担を定める場合のいわば基準になる数値として七条の負担割合があるわけでございます。

○松永忠二君 私は、仮定ですけれども、田子の浦のヘドロについて聞いているのです。だから、いわゆる公害防止事業費事業者負担法案に基

づいていまお話しのとおり、その場合に第七条の二の、つまり「四分の三以上十分の十」というのは、考えられる一つのものとして重要な役割を果たすというところはもうわかった。

それからもう一つ、いまお話しのとおり、厚生省のほうでは、したがって、政令で、処分あるいは収集とか、あるいは運搬に関する基準は政令で定める、その政令に基づいてやらなければならぬというところになるわけですね。政令については何か考えているものがあるのですか。

○説明員(柳孝悌君) 政令におきましては、当然無害化あるいは安全化等の前処理を行なう環境保全上支障のない方向で最終の処理をするということが、内容としてはきめられることとなると思

○松永忠二君 そうすると、都道府県知事は処理計画を定めるといふこれも適用になるし、それからまた事業者の処理として、いわゆる厚生省令で定める基準に従って、生活環境の保全上支障のない保管、保管というとかしいけれども、これを出したのは企業ですね。いわゆる企業が出したのだから、この第三条を適用してくると、事業者の処理というものもつまりこれに適用を受けるということになると思うのですが、この二つのことはどうなんでしょう。都道府県知事はその処理計画を定めなければいけない、それから「事業者の処理」という中で、事業者はその廃棄物についてつまりその保管のあれを「生活環境の保全上支障のないように」「保管しなければならぬ」と、これも該当すると思うのですが、どうですか。

○説明員(柳孝悌君) お答えいたします。十条にございす「処理計画を定めなければならぬ」ということでございすが、これは都道府県知事がその区域内から出てまいります産業廃棄物の適正な処理を行なうために、行なうといひますか、その処理をはかるために、産業廃棄物全体の排出状態、あるいはそれを最終的に適正に処分するためにはどういふふうにしたらいいかというふうな基本的な計画を立てるといふのがお話し

画の策定でございます。この場合、排出の実態、そういうものについてはそれぞれの事業、そういうものとの関係を調査いたしまして、その処理計画を策定するということになると思います。

それから第二の点でございますが、先ほどお話し申し上げたようにしゅんせつ等の事業を行ないますその事業者が、その産業廃棄物がしかるべき適正な処理がされるものと運搬される、その間に生活環境の汚染を起さないように適正に保管をしておかなければならないという規定でございます。

○松永忠二君 私の聞いているのは、その法律の意味を聞いているのではないのであって、ヘドロのいわゆる陸上処理をする場合には、さっきあなたの言うとおりに、いわゆる政令で基準が定められるというところが一つ確認されたが、これにあるとおり、産業廃棄物には処理計画というのが都道府県の知事によって定められる。田子の浦のヘドロの場合でも処理計画というのは都道府県の知事が立てなければいけないんでしょう、立てなくてもいいんですか、全然それは関係ないんですかというのを聞いているのですよ。それから、いわゆるしゅんせつをする場合とかなんとかというところでなくて、現実ヘドロはいわゆるそういう製紙関係の事業者が出してきたものであることは事実なんですよ。そうでないとはいえないことについて、これは事業者負担法のほうで関係あるけれども、それも、とにかくそういう措置がなされるまで保管管理というわけじゃないけれども、それをだれが管理するかということになると、この法律でいう管理というのは事業者にあると判断せざるを得ないじゃないですか。だから、その第十一条の事業者の処理という項目と、それから第十条の処理計画を都道府県知事が定めるというこのことと、それからお話しのとおり十一條の三のこの基準の問題については、あなたのおっしゃったようなこの第十二條の政令で定める基準ということにそれはもう話がついたわけなんです。

田子の浦のヘドロをこの法律が効力を発効してから陸上で処理をする場合には、都道府県知事は事業計画を出さなくてもいいのですか、出さなければいけぬのか。このいわゆる事業計画、処理計画というのは適用するのじゃないのかということ、それからもう一つ、事業者の処理というものは全然田子の浦のヘドロの場合関係がないとは私は言えないと思う。これはやはり事業者の処理として、この法律のいわゆる範囲内でこれがどうされるかは別として、これも適用になると考えるけれども、適用にならないのか。この二つの点について、ならないなら、なぜなら、私ははなると思いますが、ならないというならば、積極的にどういう理由でそうなのか聞かしてくださいます。

○説明員(橋本孝徳君) お話しのと点でございますが、先ほど申し上げましたのは、実はしゅんせつ事業というものを通して、ヘドロがいわゆる汚泥として生じた場合、その汚泥の処理についてこの廃棄物の処理法が適用になるということでございます。それからお話しのと、直接これにたとえ工場排水等に起因してそういうヘドロが蓄積するということににつきましては、これは河川なり港湾と工場との関係、そういうものになると思います。で、私のほうの廃棄物の処理及び清掃に関する法律でそのヘドロをしゅんせつ等の事業によって取り出した場合のあとからの処理がこの廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用になるということでございます。

○松永忠二君 これは田子の浦のヘドロを陸上処理する場合に、都道府県が陸上処理するわけでしょう。だから、そういう意味であなたのいうしゅんせつという公営防止事業としてやるわけでしょう。だから公害防止事業としてやるヘドロの処理は、陸上処理は廃棄物の処理法案の中の産業廃棄物だということはいま言われた。それは政令に基づかないとできないということもわかった。そうすると、やはり事業者の処理については少し意見が違いますが、処理計画というのは都道府

県知事が出さないといかぬと思うが、それは出さないでいいのか、出さなければいけないのか。

○説明員(橋本孝徳君) 処理計画については、都道府県知事が定めなければならぬということになっております。

○松永忠二君 わかりました。事業者処理の問題については私は少し意見が違いますが、これは時間がありませんからあとでもう少し詰めることにして、そこで通産省のほうに聞きたいのですが、ヘドロは海洋汚染防止法案の定義の中のどこに一体当たるのか、それ、聞かしてください。

○説明員(根岸正男君) ちょっといま私担当外のものですから……。

○説明員(植松守雄君) この海洋汚染防止法には三条に「廃棄物」というのがありまして「人が不要とした物(油を除く)」をいう。と非常に廃棄物の定義が広くとってございます。そこでこの中にいま海洋汚染防止法に言うヘドロも含まれるという解釈でございます。

○松永忠二君 そうすると、海洋汚染防止法の定義の中の廃棄物に当たるといことがはっきりしたわけですね。そうなら、これは十條にきめてある「船舶からの廃棄物の排出の禁止」、これはたとえばヘドロを海洋投棄しようというようになった場合には、これは第十條というものが適用される。それからもう一つは四十七條の三です。ね「農林大臣は、油又は廃棄物の排出により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがある」と認められるときは、運輸大臣に対し、この法の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域における油又は廃棄物の排出の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。これにも該当すると思うが、それはどうですか。

○説明員(植松守雄君) おっしゃるとおりでございます。

○松永忠二君 わかりました。そこで田子の浦のヘドロの現状はどうか。これについては運輸省のほうから話を聞かなければいかぬと思うのですけれども、時間を省く意味で、これは前から地方公共

団体も言っているし、政府も言っているように、ヘドロが七千トン排出をされる、四千トンは流出をされて三千トンは沈没される。SSは一日七百トン排出をされる、そうして三百トンが沈没をされる、一日四センチから五センチくらいの水深が埋められていく。この前委員会が質問したときに、運輸省のほうで、十月の初めにたまたまヘドロが八十八万トン、八月三十日が八十二万トンであった、こういうふうに出てくるわけですね。そうするとこの田子の浦のヘドロの現状というものは、公害防止事業費事業者負担法案の七條の二の「たいてい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合」こういうものに当たると思っています。あしたからでももし法律が通れば、これで公害防止事業として事業をやっていくというんです。それからまた海洋汚染防止法案の「漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがある」と認められる」とき運輸大臣に対して適切な措置を講ずることを要請する場合、こういうような場合に該当するような状況の汚染の状態であると考えるけれども、そういう見解について運輸省、それから公害対策本部、水産庁の見解、見解を聞かしてください。

○説明員(竹内良夫君) 田子の浦の状況につきましてはおっしゃったとおりでございます。現在九十万立米ぐらいヘドロがたまっております。これに對しましては港灣管理者といたしましては、港灣の管理上どうしてもやはりこれを取っていかなくてははいけぬ。その取る方法につきましては、当然海洋に捨てるというふうなことは、いままでは考えられなくなつたわけでございますが、これをもし取るのと仮定いたしましたれば、これは当然農林大臣のほうからのその廃棄物に対するクレームはつくと思ひます。それからこの海洋汚染防止法におきましては、政令で定めましてある区域に對しましてはある性質のものについては捨てることを除外規定にしておりますが、田子の浦の場合にはいま

までの経緯からいたしましてこれが適用されない。したがって海には捨てないということになると思います。それで陸上に現在処理しようとしているわけですが、そこにつきましてもは当然先ほどの厚生省のほうの法律と関係ございますので、現在港湾管理者といたしましては、公害対策本部のほうと連絡をとりながら整備を進めていきたいというようにして、本部のほうの指導を受けているというふうな状態でございます。

○松永忠二君 汚染状況を聞かしてください。ぼくが言った汚染状況についてその見解、あと公害対策本部、水産庁のほうから、どうですか。

○説明員(植松守雄君) この汚染状況につきましては、先ほどおっしゃいましたように、まず運輸省のほうからお話がありましたように九十万立米ぐらゐのヘドロがたまつておるといふことでございまして、その後これはむしろ通産省のほうで詳しいデータを持っていると申しますけれども、短期対策として御承知のように現在紙バブル工場が二〇〇〇相当のSSカットをやるといふことをきめております。また実行に移しております。それからそれと同時にこの水質基準が現在の水質汚濁防止の法律によつて定められておまして、来年の七月一日からは水質基準がかかる形になっておまして、そのために各企業それぞれ――まあ大企業が中心でございます。中小のほうは岳南排水路を使用するといふことでございすけれども、それそれいまいふようなことで紙バブル業界それぞれやっております。おそらく通産省がお待ちだと思ひますから、通産省からお答えするほうがいいんではないかと思ひますけれども、その後毎月のように県のほうで水質汚濁の状況を測定いたしておりますが、これは従来よりは改善されておるとわれわれ了解をいたしておるわけでございます。

○松永忠二君 いまの現状は、公害防止事業者負担法案のいま言ったようなところを適用しなきゃならないような状況にあるのかないのかという判断を、それを聞いています。汚濁の状況と言われたものですからいまのようなことを言ったのでございしますが、もちろんおっしゃるとおり、まさに田子の浦の現状は七条の一項の二号のイに該当するようないふケースであると思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 公害対策本部のほうからお答えしたとおりでございます。

○松永忠二君 そうすると、海洋汚染防止法案のこのことについては水産庁どうですか。この公害防止事業者負担法案の「たゞい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚い、その他公害の原因となる物質が著しくたゞい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合」これに該当する。だからできれば適用しようといふようなことを考えるわけですね。ところがあなたにのうに聞いたところでは、海洋汚染防止法案では「漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがある」と認められる「場合、そういう汚染の状況であるのかどうか。それに該当すると思ひけれどもどうであらうか。これは水産庁にお伺ひしたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 田子の浦の排出関係の漁場の様子を申し上げますと、去年、ことしと比較いたしましてサクラエビその他水産物のとれぐあゐというものは、そう大きな変化はない、ただはつきり申し上げられますことは、田子の浦付近でとれていたサクラエビあるいはアカダイが焼津付近に移動したりあるいは伊豆半島の西岸のほうに移動したりしたこと、それから間々一種のにおいのある魚があつて、それが商品価値を低めるあるいは網がときによつて汚染される、そういう問題でございます。したがって、田子の浦付近の漁場の問題としてはこれはまさにこの海洋汚染防止法の四十七条で定められているような「漁場の効用が低下し、又は低下するおそれがある」といふ「そういう状態である」と考えます。

とにかいずれにしても田子の浦付近では「漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがある」と認められる」といふ点については見解が同じであるわけですね。

そこで私はお聞きしたいことは、現在田子の浦のヘドロの現状はそういうふうな状況であるとするならば、いま用意をされておられるこれらの法律で、特にこの出ている産業廃棄物の法案など、そういうような法案の精神というものは、いま直ちにこれが成立しないとしても、そういう精神は生かされていかなければならない筋合いのものですね。そうしてまた、この法律はできるだけ早い時期に実施されようとして国会に提案されているわけだから、したがつてその精神というものは尊重されていかなければそれができない筋合いのもので私には思ひます。この点についてはそういう点で大臣が来なければならぬんですが、ただ事務的に答へられても困るんですが、まあそれを聞かせてください。

○説明員(植松守雄君) これはおっしゃるとおりだと思ひます。正確に申し上げますと、この費用負担法は六カ月までの政令で定める時期から施行するといふことになっておるのでございまして、いま差し迫つたことにはならないのでございまして、それからさらに費用負担は事柄の性質上、その後着手する公害防止事業から適用するといふことになつておるわけでございますから、しゅんせつ自体は富士川原を使つての、そこでの処理といふことが、陸上処理が問題になつておるわけでございます。それがいつから着手できるか、まださだかにはわからない状況でございますけれども、いづれにしてもこの法律施行前ことになるのではないかと申すように思ひます。しかし、費用負担の点に關しましては、現在こういう法律がございせんけれども、すでにこれは事業者負担にしておるというので、御承知のようでございます。またその法的な根拠をいたしましては、おそらくは港湾法と同じく原因者負担金とい

う制度がございまして、従来この原因者負担金の解釈についてはいろいろあつたわけでございますけれども、あれほど明白な因果関係がある場合に、これは、この費用負担法と同じような精神で運用し得るものではないか。現在はそのまゝではないで、いわば業者のほうで搬出という形でもつて行なわれておるのが現状でございますが、その精神においてはいまおっしゃるようなことが当てはまるのではないかと申すに私は考へております。

○松永忠二君 そういうふうな公害防止事業者負担の精神は生かされていくし、実施されればこれを適用していくというのだが、それでは産業廃棄物処理法案を適用していくと厚生省のほうも、それとやはり同じような精神というものを尊重されて提案されている以上、これはできるだけ早く実施をしたいと考へている以上、この精神というものは尊重していかなければいけないとお考へになつておるのですか、どうですか。

○説明員(植松守雄君) そのような方向で進めたいと、このように思つております。

○松永忠二君 そうなつてくると、もちろん海洋汚染防止法案についても通産省、そつだと思ひますが、ありますが、そうすると今度は私はこの趣旨を生かして、農林省、水産庁の關係ですね、とにかく現実にはヘドロが上を流れておる、放出されておるわけですね。もつとあの港湾は早く行き詰まりがでると考へて国会なんかで答弁しておつたのが、結果的には、この前聞いたときよりも八十八万トンから九十万トンも今日はたまつておるのですね。たまつておるけれども、たまり方は少ないわけですね。だから、初め七千トン排出した中で四千トンが流出すると思へたものが、もつと流出している現実である。そういうことが漁民にも非常な支障を与へていることもお話しするような現状だ。海洋汚染防止法案の状況にまさに匹敵する状態であるというなら、この精神を生かして所管の水産庁の長官はこの際、「運輸大臣に對し、この法律の施行に關し、当該漁場及びその周辺海

域における油又は廃棄物の排出の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができるとある、こういう要請をする必要があると私は思うけれども、この点については水産庁長官はどうかお考えになっておられるのでしょうか。また、あるいはそういうことを実施をされたのかどうか、この点をひとつ。

○政府委員(大和田啓吉君) 田子の浦のヘドロにつきましては、公害対策本部を中心として、現在静岡県において陸上における廃棄物等について検討を進めておられるわけです。この海洋汚染防止法案による運輸大臣の措置だけでこの問題が解消できるわけではございませんで、水質汚濁防止法の厳格な施行その他、今回の臨時国会で成立を見ますような公害法案のすべての施策を通じて、この問題の処理に取り組まなければいかぬと思えます。特別に四十七条の三項で、運輸大臣に対し適切な措置を講ずるということをお願いするよりも、むしろ公害対策本部を中心とした総合的な施策を進めるといふ、それが本筋であろうというふうに思っております。

○松永忠二君 要請をしなければできないような状態にあるけれども、運輸大臣に要請したからといって解決はできないから、いろいろ公害対策総体として対策を立ててもらいたい、こういうふうな言っているわけですね。そうすると、じゃ一体どういう方法があるのだろうか。いまお話しのようなたれ流しをとにかく規制をしてもならぬけれども困ります。自主的にひとつ二〇%カットをやっているというお話だけれども、これについて常時監視されているかどうか。その点については、まだはっきりしていないのです。それで、とにかくたれ流しを規制をするということがなければ、結果的には被害を一番受けるのは漁民だということになると思うのだが、このたれ流し規制という問題については、一体水産庁長官はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) S S の規制を最近行なっておりますけれども、これは御承知のように

来年にならなければその規制が実施されないということがあります。また、S S の規制さえすれば済むということではなくて、やはり私も一般の排出基準の規制と同じように、CODその他全般にわたって早く規制をしてもらいたい、そういうふうな思っている経済企画庁にも相談をいたしておりますのでございます。

○松永忠二君 そうすると、たれ流しを規制してもらいたいということについては意見は一致するのですか、どうですか。

○政府委員(大和田啓吉君) それは水産庁長官としては当然そういうふうなたれ流しの規制を行なうべきだということではやっております。

○松永忠二君 そうすると、その点については意見が統一したと、それが実現できるように強力にやはりやらなければいかぬと思えますが、ほかにい言った、もう一つはいまお話しがありました暫定水質基準というものが一日十万吨以上の排出をしたものについては、来年四月から八〇から九五PPM以上にしなさい、四十七年四月から七〇PPMにしたいと、こう言っているわけですね。これでは困るとお考えになりますか。こういふふうなこれが適用されるまでは幾らでも出てしまふ。だからたれ流しを規制するというところに賛成だが、具体的にどういふふうにするかということとはそれとして、とにかくあなたのおっしゃった各種の方法があるという中の暫定水質基準を繰り上げて、できるだけ早い時期にそれを適用してもらわなければ困るということ。被害を受けている、つまりいま海洋汚染防止法の、著しく漁場に影響があると判断している水産庁の長官としてはこの繰り上げの問題についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) まあS S の規制も、産業行政の立場からいいますと、早急な形で行なわなければならないという希望はありますが、国政全体の立場から、水産庁の立場からだけ主張するわけになかなかまいらないという事情もあるかと思いま

す。ただ、水質規制と同時に、いままわっている相当量のヘドロの措置、これもゆるがせにできないわけではございません。私はその両面をできるだけすみやかに措置してもらいように公害対策本部にも、静岡県のほうにもいろいろお話し合いをしているわけではあります。

○松永忠二君 大体私のはうで考えているのは、そういうふうな点である。全体的な状況もあるけれども、とにかく来年四月から十万吨以上の排水についてだけ規制するわけですから、これではしようがないからもう早くしてくれと、こういうことについてもっと積極的になければいかぬ。また、たれ流し規制についてはまあ意見は一致したのですが、具体的にあなたが努力してもらわなければできない。だからこういう点については十分努力をし、いまあるヘドロをどうするかという問題について、もちろん考えていただきたいことも事実だと思えます。そこでヘドロ処理について技術的に可能かどうかというのを学者は言っているわけですね。可能である。これは、私は専門家がじゃありませんからわかりませんが、いろいろいふ方法をあげております。で、現に効果をおさめているところもある。何かベルトフィルターという方式、遠心分離、たて型スクリーンプレスというふうな方法もあるんだというふうなことも学者は言っております。で、効果をあげている。問題は、経済的な問題だと思えます。金の問題ということも言っているわけだが、それからまたいま言う産業廃棄物処理法案の中には、そういう処理について国は技術の点について提供をしていくということも、第四条には明確になっておられるわけですね。国及び地方公共団体の責務として「国は、産業廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない」といふようなことを言っているわけですね。これについて、ヘドロ処理というものは技術的に可能だ、要するに金がかかるというふうな点に問題

がある学者はわれわれにも、話を聞いていると、言っているんだけれども、こういう点について、特にいま所管になつておられる公害対策本部の関係者はいまこのヘドロ処理について非常に困っているというのが現状だとすれば、この法律の産業廃棄物の趣旨を生かして、一体厚生省はこういうことについてどういふ積極的な施策をこの法律が通る段階において、通る以前の段階においてこの精神を尊重して、一体どういふ具体的なことをやっているのか。この二つを厚生省のほうから公害対策本部のほうから聞かしてくださいます。

○説明員(植松守雄君) 先ほどの技術的な問題でございまして、まあヘドロ自体は、いろいろ巷間伝えられておりますように、たとえば肥料にするとか、あるいは田子の浦の場合でございまして、相当マレーシアあたりから入ってくるゴムのチップがございまして、これらは舗装の原料にするとか、まあいろいろの用途がございまして、しかし、まだそれらについて、肥料は相当技術的にしかりしたものがございまして、また技術的に未開発の分野もございまして、他の用途につきましましては未開発の分野がございまして、それと、いま一番問題になりますのは、そういう再生利用するということもさることながら、それよりも眼前に九十万吨のヘドロがあるわけではございまして、これを処理するために最も重要なことは、まず脱水でございまして、現在九〇%程度の含水率のものを、せめてこれを七〇%ぐらい脱水をいたしますと相当身軽に、三分の一に軽量化されるわけでございます。そして、そのために脱水機を使つて処理するということになるのでございまして、この脱水機は現在ある脱水機でヘドロ処理できないものではないとわれわれ考えております。ただし、一番問題になりますのは、これは海中にあるヘドロは硫化水素を生じたいはしないので、その硫化水素を合わせて処理をしなければならぬ。その経済的な問題もございまして、さらにそのことによつて非常に脱水機の腐食が早くなるという

問題がございます。で、できますれば、われわれこの前もたしかこの委員会でお答えしたと思いが、この終末処理場としてどうしてもこれは脱水機を備えなければならぬわけでございます。そこで、その脱水機で現在港灣の中にあるヘドロも処理できないかというのを考えたわけでございますが、どうも建設省で技術的に検討された結果は、腐食性の問題がなかなか容易に解決できないというので、それについてはいまだところ消極的でございます。そして、現在の富士川原における処理というのは、まあ一種の天火乾燥の方法によって脱水をするという方法でございます。これもいまだところ三十万トンぐらいの処理能力しかあらずでは期待できませんので、今後どうするかという問題が大きな問題でございます。まあ技術的にはいま申しましたようなところが問題点でございます。

○説明員(柳孝悌君) お話しの点でございますが、厚生省といたしましては、従来からこれは廃棄物の処理といふのは清掃法の体系を進めてきたわけでございますが、今回の改正によりまして、特にいままで十分取り上げられておらなかった産業廃棄物についての処理の体系を整備するということになしたわけでございますが、現実どのように進んでいるかというお話でございます。これにつきましては、すでに各県の単位で産業廃棄物の排出量の調査、予備調査に入っているとところもございまして、現実にこのヘドロ等を、これは河川のしゅんせつ等によつてもいろいろ出てくる問題でございますので、こういうもののどのような処理の技術的な基準を作成するか、その点について関係の学者の方々の意見等につきましても、現在いろいろ研究等の依頼、そういうものを行なっている段階でございます。

○松永忠二君 お話を聞くと、基準をつくるについてもいろいろ研究している。その廃棄物の精神は、精神は生かさなければいけないというし、公害の基本法事業負担の問題についても、これも精神が大事だし、海洋汚染防止も、これは精神を尊

重しなければいけないということであり、そうなるべくと、今後はこの前の陸上処理の場合には、産業廃棄物法案といふものが一番当面の法律になるわけだけれども、それによれば国が政令で定める処分の基準によつてやらなければいかぬということになる。そうなるべくと私はいま現在県が、住民が了解をしておればそれでいいんだというところのようやり方をやっておられるようだけれども、県や国の処理方法が科学的に検討され、安全が確認された、そういうことの後に住民が了解するかしないかという問題であつて、住民が了解すればそれでできるという筋合いのものではないかと思う。何か住民が了解すれば、あしたにもやるうじやないかというようなことがいろいろ報道されたりなんかしているけれども、そうではないのだ。今度の公害の各種法案が出てきている実態から考えてみて、この精神を尊重していくということになると、そういうことじゃなくて、国や県が、特に国が科学的な検討をされて、そうしていわゆる安全が確保されるという証明がなされ、そういうことの後に住民が了解に応じていくという筋合いのものであつて、住民が了解をすればいいんだということは本末転倒している方法のように考える。もしそういうことが行なわれると云つていふとすれば、この点については一体どう考えますか。

○説明員(植松守雄君) おっしゃるとおりで、住民の納得を得るためには、もちろんそれを裏づける科学的なデータ、それに先行する調査が必要だと思ひます。ただ御承知のとおり、現在そのために県といたしましては、富士川原の地下水の調査であるとか、あるいはそれをそこへ永久に放棄する、投棄するわけにはまいらないわけでございますから、そのために吸水効果、それからさらにそれが洪水のおそれ等がございまして、その後二次的にそれをどこで処理するかといったような問題、それとさらに地下水の影響のみならず、さらにそれが海洋に流れ出た場合の魚類に対する影響、こういうものを調べておるわけでございます。

て、われわれまだ最終的な報告を県のほうからもらつて詰めて、それについてそれでけつこうであるといふことをまだ言つていない段階ではございせん。しかしそういう調査が先行して、それに基づいて住民の納得も得なければならぬし、われわれとしても最終的な態度をきめなければならぬい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○松永忠二君 そうすると、住民が了解すればそれでいいんだといふことは私はないと思ふ。どつちが優先されるかといふは、科学的なことがまず先に進んで、当然今後政令によつて処分の基準ができるので、国はもうそういう点についての責任はある。そういうふうな点について、だからそういうような点でやはり本末転倒するやり方をしないで済むようにしなきゃいけないと私は思ふのだから、ただ住民が理解してくれれば、了解してくれりゃいいんだ、了解してくればことしのいつでも手がつけれる、すぐつけるといふような筋合いのものではない。そういうことよりは、先にそういう科学的なものが県にも国にも検討されてこなきゃできない筋合いである。この点については意見が一致したと思ふ。

そこで、建設省は一体ヘドロ汚染の地下水に対する影響について再調査を十分だから調査の方法を指示して再調査をさせる、こういうことが新聞に出てゐる。いまお話を聞くと、ヘドロ処理についてどうも脱水のやり方に建設省が消極的な意見を持つてゐるということになると、建設省はこの前言ったようなことは少し違つて、積極的に関与をしてそういうふうなことをやっておられるように私は思ふ。これについて新聞紙上ではそういうふうな云々を云々されてゐるわけだ。建設省は県のやつた汚染の地下水のあれでは不十分だといふことで、私はここに当該の県が市町村に与える説明書なるものを持つておられますけれども、これなんかでは全然わかりませんけれども、こういう再調査された事実があるのかどうなのか。これはひとつ建設省のほうから聞かしてもらいた

い。

○政府委員(川崎精一君) 富士川の河口でヘドロを処理するといふ問題につきましては、先月の委員会で大がかりな答弁をいたしましたとおりでございます。ただ具体的にそういう場合にはどういふ影響があるかといふことにつきましては、全般的な処理についてはこれは関係するところが非常にたくさんございまして、公害対策本部を中心に検討することになりますけれども、直接河川に関係します分につきましては、私どもも相当重大な関心があるわけでございますから、その実験の方法等につきまして、若干指導といひますか、意見を申し上げておきます。ただし、まだ詳細な結果については、私どものほうに報告がまいつておりません。全般的には先ほど公害対策本部のほうからお話がありましたとおりの状況でございます。

○松永忠二君 そうすると、田子の浦ヘドロの富士川河川投棄については、公害対策本部並びに建設省は静岡県からどのような要請を受けて、その要請は科学的調査の結果を添えて要請されているのか、この点をひとつ建設省と対策本部から。

○説明員(植松守雄君) たとえば書面でもって正式に要請があつたといふところまでは至つておりません。ただし、国と県との間のことでございまして、しばしば電話により、あるいはその他会合を持ちましてお互いに意見を交換をしてゐる。その間において向こうのほうでいろいろの実験データ、実験の結果について説明を受けておるといふような状況でございます。

○政府委員(川崎精一君) 建設省においても同様でございます。

○松永忠二君 したがって、いま科学的なものを添えて要請をされてゐるという段階ではないし、またそういうふうな態度について決定をしてゐる段階ではない、こう理解してよろしうございませうか。

○説明員(植松守雄君) 正式にはまだそういう段階ではございません。

○松永忠二君　そこで、私が申し上げたいことは
こういうことです。この前運輸省からいろいろ御
説明を聞いてみたところが、あそこ田子の浦の
港というのは石油の基地としても非常に重要な
ところである。しかしそれは機能を果たしている。
それからまた積み出しおるトン数については五
十万吨月あったが、それが五十五万吨で別に
機能が落ちておるわけじゃない。問題は、ただ
さっき水産庁のほうにももちろん御質問したよ
うに、ヘドロが流出しているという現状これは決
して看過すべき事柄でないと、機能としては
そういう状況だということになる。そういうよ
うな現状の中で非常に拙速にただものを解決して
いくということはとるべき方法ではない。一度ヘ
ドロの河川投棄ということを認めたということに
なれば、これが一つの前提となることは事実だ、
こういうふうなことを、前例を開くということに
ついては、非常に将来及ぼす影響多いところであ
る。したがって、この問題については慎重にやは
り検討すべき問題である。特に直ちに閉鎖をしな
ければいけない状況でもないのだから、ただ解決
をする、すぐ解決しなければいけない、ただそう
いう拙速なことをやると、これはいま出てきて
いる公害対策の法律のいづれにもいわれる
いろいろ関係をする問題であるので、これはやは
り慎重に検討しなければいけない、特に建設省あ
たりもこういう前例をつくるということについて
は、非常に慎重であるべき筋合いのものだと私は
思う。慎重を期するということについての障害と
しては、ヘドロが流出されて海洋を汚染している
という問題も一つあるけれども、しかし機能として
の低下はなされているわけではない、非常に拙
速にものを考えるということになると、こういうこ
とが一つの前提となつて、せっかくなにかこうした関連
の公害法案をつくっているのかかわらず、これ
が非常に簡単に処理されるということになると、
非常に後に害を及ぼすことになるので、そういう
点は、非常に慎重を期して検討すべき筋合いのも
のだと思うけれども、これについて公害対策本部

と建設省の意見を聞いて私の質問を終わります。
○説明員(植松守雄君)　いまおっしゃいましたよ
うな気持ちでわれわれも問題を見ておるわけでござ
います。それで県のほうはこれだけすつたもん
だした問題でございまして、何とか早くめどを
立てたいという気持ちを持っています。し
ども同様な気持ちを持っています。し
かし、そのことによつてあとに悔いを残すよ
うなことがあつてはならないわけでございますから、
いろいろ県のデータ等に注文をつけているとい
うところでございます。たとえば吸水効果等につ
いても県はデータを持ってきましたが、もつと大規
模な実験をするようにというような注文をわれ
れはつけたらいたしております。そういう御趣
旨のようなことで、この問題のあとに悔いを残さ
ないような気持ちで取り組んでおるわけござい
ます。

○政府委員(川崎精一君)　河川といたしまして
河川敷をヘドロの処理に使うということは、決
して好ましいことではございませんので、基本的
に先生の御意見のとおりでございます。
○委員長(田中一君)　午前の審査はこの程度に
し、午後二時までは休憩いたします。
午後一時八分休憩

午後二時十六分開会
〔理事大和与一君委員長席に着く〕
○理事(大和与一君)　ただいまから建設委員会を
再開いたします。
午前中に引き続き下水道法の一部を改正する法
律案に対する質疑を行ないます。

○米田正文君　私は今回の下水道法の一部改正の
提案は、その内容的に見まして、本格的な下水道
の体系を整えるという意味において、私は非常に
高く評価をいたしております。特に終末処理のな
いものは下水道と言わないという点、あるいは流
域下水道を新しく法制化するというような点で、

私は高く評価をしておるものでございます。最近
の経済成長に伴ひまして、産業人口の都市集中に
よりまして、河川等の水質の汚濁が非常にひどく
なつてきて、全国各地で問題を起しておるの
御承知のとおりであります。で、この解決をはか
るための公害対策としての国民的な世論が非常に
激しく持ち上がつてきて、今度の国会は公害国会
といわれるようになり、そうしてその国会に下水
道の整備を盛り込んだ下水道法の一部改正案が提
案をされましたことを喜ぶものでございます。

ただ本来、下水道整備というものは公害対策と
いう観点からでなくして、元来、都市づくり、都
市計画の基本施設でありまして、道路や水道等と
同じように都市の基本的な施設であつて、その都
市の衛生施設として都市発展のために整備してい
くという本来の目的があります。これが私は基本
でなければならぬ。いま公害だといつて騒いで
おりますから、公害対策としての役目を当然果た
すのはもちろんでありますけれども、私は基本的
にはやはり都市の基本的な施設を整備するという
立場から考えるべきである。一時的な公害対策だ
けに追われておると下水道全般としての整備が
おくれくるおそれがないとは言えない。またそう
いう一時的興奮によつてやるといふようなこと
は、熱がさめるとまたもとに戻る。従来下水が非
常に重要だと言われながらも、今日遅々として普
及が進んでおらない。世界的に見ても、欧米の各
国ほとんどもう一〇〇％に近い下水道整備が行な
われているのに、日本ではまだよりうりうりたる
ものです。私は多摩川田園調布に住んでおります
が、私のところすら下水道整備ができておらな
い、七号線以内程度しか行なわれていない現状で
ありますから、私はやはり基本的な立場からこれ
を進めていくという姿勢をまず明確にしておきた
いという意味で大臣の所見をお願いをいたしま
す。

○国務大臣(根本龍太郎君)　ただいま御指摘のと
おりでございます。公害問題が非常にやかまし
く言われるようになったからというわけではなく、

したがって建設省といたしましては、都市計画法
において、今度新しく線引をいたしまして、そう
して市街地を計画的に整備するという立法措置を
したわけでありまして、その中にはいわゆる街
路、上水道、下水道は必ず整備するということを
前提条件に考えるわけでございます。しかるとこ
ろ、最近の公害問題が非常に国民の関心事とな
り、しかもその中で大気汚染と水の問題が生活
の必須の環境整備の条件になつてきたので、これ
がにわかに取り上げられてきた。去年まではこれ
ほどやかましく言わなかった。取り上げて見る
と、今度は非常にこれが重要な問題であり、しか
も金のかかることだということに、この対策の
いままでのおくれを取り戻すという意識と、それ
から公害対策との相乗関係において、いまの事業
が非常に過小に見られてきたと思うのでございま
す。

しかしながら過去の経緯を見ますと、この
一、二年ようやく下水に対して各自自治体も、住民
も関心を持ち、また私も、これは建設行政の、金
額としては必ずしも非常に大きいというわけでは
ありませんが、政策的な意味においては最重点を
入れて、今度の五カ年計画もつくつております。
しかしながら、従来の歴史的な経緯から見て、こ
れを一挙に二十倍、三十倍にするということの困
難性も、これはやはりまた関係の方々の御理解を
得てやらなきゃならぬと思ひますが、午前中來
非常にいろいろ議論になりました事業量及び補助
率等もやはり順を追つて、そうして意欲的に継続
してやらなきゃならぬと思ひまして、今後とも
御指摘の点に十分配慮して進めてまいりたいと
思つております。

○米田正文君　それに対応する計画を五カ年計画
で今後実施をしようという方針は、先ほど松
永委員の質問の中でもいふ論議され、説明もあ
りましたから、これは私はあまり深く申しません
が、要するに、私は現在の日本の市街化されておる
地域の下水道計画というものは全部立てていかな
きゃならぬと思うのです。で、先ほどのお話し

ように、二兆六千億の計画というものは、それをやっていくには、あまりにも小さ過ぎるというところを私も主張をしたいのであります。ただ、国の財政力という問題も考えなければならぬことですから、それだから出てきた数字であらうと思ひますが、できれば、この際二兆六千億という五カ年計画はもっと上げたいと思ひますが、この点についての御見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私のはうは、先般も御説明申し上げましたように、経済企画庁が想定した六カ年計画よりも五千億も上回っておるのでございます。

〔理事大和与一君退席、委員長着席〕

予算概算要求の際には、そうしたいわゆる内閣で了解した総ワクをこえて予算概算要求をするとは誠に拒否される従来のいきさつです。しかし、私は事前にこの下水道対策は初めから算定自身は過小である。であるから、これは五十五兆円はそのままは認めるとしても、一兆円の予備費の半分はもらわなければならないということを数次にわたって私が主張し、これを受けて大蔵省も概算要求を拒否してはおりません。前向きで考えよう、経済企画庁もそういうふうに理解をしておるわけです。なお、私は、佐藤総理にも、これは実施の過程において五年ないし六年でいわゆる中期の公共投資額も弾力的に考えてもらわなければならない。日本は計画経済でありませんから、ただ一つの目標としてこういうものを一応いま概算しているけれども、私はその間において相当の弾力的な運用が必要である、こういうことも留保をつけておるのであります。したがって、今度五カ年計画が策定されてからも、現実に各地方自治体が非常に意欲的にこの問題に取り組んで、しかも各知事さんたちが流域下水道、公共下水道等について具体的な計画を立てて、しかもそれに對する消化力ですか、それも示してくれば、これは国がいまのところは、そんなことはだめだというわけにはいかないと思ひます。先ほど経済企画庁ですか、公害対策本部、いわゆる公害基本

法においてそういうことも一部予想して、むしろそれが一つの下水道事業の推進の役を、あの公害基本法に一つの使命を負わしているかのごとき意見を言ったことも、おそらくそういう観点があるのではなからうか。これは御承知のように、国が計画を立てて、国が地方にこの計画でやれというところではなくして、地方自治体の主導性には主たる力点を置いておるのであります。したがって、地方自治体がそれぞれの立場において計画を立ててくれれば、これを受けて、国がこれに對する措置を講じていくというたてまえでございしますから、私は今後とも情勢に応じて、さらにこの事業量についても、それから補助対象についてももちろん努力するし、さらには補助率も前向きで進めてまいりたいと思ひておる次第であります。

○米田正文君 いまの点について、経済企画庁は開発計画の担当者でもあるし、あるいは公害防止の担当者でもありますが、いまの二兆六千億に對しての、五カ年計画に對しての見解といひますか、私はいま過小だと言ひましたが、これについての所見をひとつお願いいたします。

○説明員(赤津孝君) 五月一日閣議決定になりました新経済社会発展計画の中で、下水道関係の公共投資は、環境衛生関係といたしまして、下水道だけではございせん、そのほか清掃関係、公園関係というようなものが全部一緒になりまして三兆一千四百億余という金額が計上されて、これが五十五兆という総ワクの中の一部分になっておるわけでございます。したがって、計画としては下水道だけの投資総額というものは明示されておらないわけでございますが、一応、審議の過程におきます試算といたしましては二兆三千億というところでございまして、この下水道整備というのとは従来非常に立ちおくれしております分野でございしますので、早急な整備ということも当然望まれておる分野でございまして、国としても非常な重点を置いて考えなくちゃならないということで、計画でもそういう線に沿って考えておるわけでございます。

ございます。したがって、先ほども申し上げましたように、この環境衛生関係全体として投資額が配分されておりますし、それからそのほか公共投資一般のバランスというものもございします。計画担当の役所といたしましては、そういう公共投資全般のバランスを考えながら、しかし、この非常に立ちおくれしております下水道の開発は、前向きに對処すべきであるというふうにわれわれは考えておるわけでございします。

○米田正文君 まあ経済企画庁としては、経済社会発展計画等もあるんですから、それからからワクをはめられておるといふような感じを持たれることはもう当然だと思ひます。しかし、やはり重点政策というものは毎年毎年変わってくるものですから、あまり固定的に考えないで、ひとつ経済企画庁としても、これらの計画については私は手直しをしていっていいと思ひます。そういう心組みでやられるように、帰ったら庁内幹部にもよくお話しを願ひたいと思ひます。

そこで、まあこれも松永委員からありましたから簡単にいたしますが、要するに、これらの事業を五カ年計画ができて推進していきますとときには、やはり財源問題が、特に、これは事業主体が市町村あるいは県——都道府県も今度入ってくるわけですから、市町村という財政力の一番弱いところが実施主体になるわけですから、財政援助を国が極力やっていくというたてまえをとらなければならないと思ひます。で、いままで長い間、この下水道事業というものはやってきておりますから、まあ非常にこまかにできておりますというところは承知をしております。国の補助金あるいは地方公共団体の負担金につきましても、起債の問題があり、あるいは起債の償還については交付税で見えていくというように、もういろいろな段階で非常にきめこまかにできておるようでありまして、それから、あまり制度そのものに私は問題ないと思ひますが、いま、要するにそのワクのきめ方、率のきめ方が今日の問題になっておると思ひます。たとえば、先ほども話がありました、下水道計

画を持つてくると、それを全部を補助対象にしない。そのうち四割にしたり、あるいは七割五分にしたりするようなことで補助対象を非常にしぼっておるということ、この説明は、松永委員に對する説明を聞いておると、いやそれは国道、県道、市町村道の関係のようなくらいでもあります。というふうな説明をしておりましたが、それも私は一理あると思ひますが、現実にはどうなつておるのか、なかなかそうなつておらない。現実にはもうほとんどそれほどの区別がつけられない。もうほとんど末端に至るまで大きいパイプを入れていくところが多いんです。ですから、そう国道と市町村道ほどの差はない。それからその区域についても、いま言ったように幹線、準幹線の率は、その計画量による率でまわっておるならいいが、必ずしもそうではない。どうも頭から比率をきめておるといふのが私は率直な現状じゃないかと思ひます。その点を私は改正をしていくべきだと思ひます。内容的に言ひますと、ですから、午前中のお答えのように、県道と市町村道の関係のようなものではないと私は思ひます。ですから、もしそうであるならば、それに従うような幹線、準幹線、あるいは枝線と分けて、枝線のみだけは補助対象にするというふうな区分をしてあるならば、もう私もその説明でも納得できると思ひますが、必ずしもそうでないと思ひますが、その点どうですか、局長の説明でけっこうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) ただいま先生から御指摘のとおり、今日までの下水道の事業を進める上におきましては、国庫補助事業の扱いにつきましても、しかし明確な補助対象というものが確定されていなかったように私も存じます。現在の五カ年計画におきましては、午前中申し上げましたように、五割を補助対象にするというところで今日まで進めてまいっておりますし、しからば、この五割というのは何の根拠があるのかと言われましても、これも実は明快なそういう積算根拠があつて、それがつくられたものじゃございせん、一に過去の補助の実績と、私どもの要求等を

割合を続けましても、その事業量が拡大すればそれに伴つて国費負担がふえる、こういうことからみまして、その他の財政需要の充足という点からいろいろ問題がございます。また、下水道整備を進めるにあたつて企業者負担とか、受益者負担金というようなものを取つてまいりますれば、地方負担もそれだけの減軽がはかれるというような点もございますので、そういう制度面の変更については現在の財政状況のもつていろいろな困難な面があると、こう考えておりますが、その五カ年計画、それに合わせて現在検討を進めておるわけでございます。

○米田正文君　まあ概括的に言っているの補助率の問題あるいは起償の充当率の問題、まあ最後は交付税の問題、ひとつこれらについて現行の率よりもそれを地方負担を軽減するような方向でぜひ政府の内部においても力を合わせてひとつ努力をお願いいたしておきます。いずれ政令でこれらの率、いまの補助率等はきめることになるわけでしょう。まだきまつておらぬようですが、政令が整備しておらぬようですけれども、いずれ近くは今度の少なくとも五カ年計画は最終決定をするまでは、それらの問題も方針を確定して私は早く

政令を出すべきであると思います。御参考に申し上げておきます。

時間がないからもう急ぎまして、次は、下水道事業の今後の技術開発に関する問題ですが、これから特に終末処理をやっていくということになりますと、そこには私は研究しなければならぬ問題がたくさん出てきていると思います。いまやっている終末処理は、昔のもうおそらくあれができてから百年ぐらいたっておる方式だと思っています。百年一日のごと同じ方式をやっている。活性汚泥法という方法を使っている。これが一番いいのだというので、世界各国もそういう方式を使っておるようですが、私は今日の状態、社会情勢の進展に伴って見ると、あの処理方式というものはもう今日あまり適当でないと思うのです。もっと急速に短時間に浄化、浄水できるような方法を開発す

べきだと思ふのです。そういう開発の方法がないかという、決してそうではないと思ふのです。私はあると思ふのですが、そういう技術開発についてはいま御抱負があるならば伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、下水道の整備には人的要素と、それから技術開発の二つの面がいま緊急の問題だと思つております。それで実は数カ月前、これは下水道ばかりではございませんで、建設に関する技術開発懇談会を、目下これは学界、それから建設省の技術関係全部、それから業界、こういう方面の相当の權威ある人々の会合をいま設けて、その研究の第一歩を進めておる次第です。やがてこれは部会をたくさん設けて、いずれも特殊法人があるいは財団のようなものを設けて、本格的に人材養成と技術開発をやらなければいかんと思つております。ただ、現在のところ若干の構想をいまの水処理工業関係でやっておるようですが、これはいいというものはまだ出てないということを私も遺憾に存じてます。その意味で今度五カ年計画が出た後には、この技術開発の面についても、相当これは意欲的にこれから進めなきゃならないと思つておる次第でございます。

○米田正文君 長い間活性汚泥法だけを使つてきておりますけれども、今日の下水の内容が非常に変わつてきた。化学処理をしなければならぬようなものが出てきたわけですから、バクテリアにゴミを吸わせて沈澱させるというプリンシプルのもものは古いと思ふんです。しかも、あれは寒くなるとバクテリアは弱ります。きょうぐらゐの寒さになると、あまり活発に活動せぬのですよ。同じ量の下水を流しても下水処理が時間にかかるといふんです。そういうものをもうこの際すべきである。思い切つてひとつ改善をしてみたいと思ひます。いまそういう問題いろいろ出ているように思ふ、田子の浦の問題から、民間の中においても、そういう研究を非常に盛んにいろいろな研

究所でやっております。その中に下水処理に使つていい方法がいふあるように思ひます。ひとつ御参考にしてぜひそういう改善を行なつて、下水処理を迅速に確実にやる方法をお考え置きたいと思ひます。

で、これも私途中で中座したから、あるいは松永委員質問したかもしれないけれども、私は松永委員と質問がダブらぬように、ダブらぬように考へて質問しておるんですけれども、終末処理場の最後に残つておる残滓汚泥があるわけですね。あれを私どもの知つておる範囲においては、まあ昔はあれを海洋投棄するようなのが大体常識的だったように思ひますが、いまだいふ進んだんですから焼却をしておることもあるかもしれません。が、これからのいろいろな海洋投棄の規制も行なわれるし、これは肥料に使うとか、いろいろの方法もあるようですから、それらの面の研究とあわせて今後の処分方法について、私はこの際臨期的な、金はかかつてもしかならないと思ふんです。いままでは金がかからぬように、かからぬようにという方法をやつたんですけれども、私は金がかかつても一番いいのはやはり焼却をして燃やしてしまふ、金がかかるんですけれども、そう思ふんですけれども、いかがですか。

○説明員(久保起君) 下水の汚泥の処理、処分の問題でございますが、環境基準がきまり、処理も現在より一その高度の浄化が要求されている状況でございますので、そうなりますと、汚泥の発生量が現在よりもさらにふえてくる状況でございます。したがって、私どものほうでも、このたびの第二次五カ年計画並びに第三次五カ年計画の中で、下水処理の技術開発と合わせまして、汚泥の処理処分の方法について調査を進めておるところでございます。米田先生御指摘のように、焼却の方法も特に大都市地域におきましては、有力な方法でございます。さらに中小都市におきましては、やはり下水の汚泥そのものを土壌改良材として使われる方法も調査を進めておりま

して、それらの方法を総合的にその地理的な条件に合せて、いかにすれば安く、しかも最も合理的に処理できるかということについて調査を進めている段階でございます。それをさらに第三次五カ年計画の中で、強力に進めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○米田正文君 最後に、お聞きをいたしたいのは、今度の、来年から新しい五カ年計画が発足をするといたしますと、特に、流域下水道の問題ですが、この下水道の管理体制が実は非常に弱いです。申しましようか、各府県について申しまして、非常に弱い。各県でこれから流域下水道をやつていふ必要になつてくると思ふのです。現在各府県を見ましても、下水係というのは一人ぐらゐです。それも下水道だけ専門でなくて、区画整理もやれば、ほかのこともやるといふようなところが府県では非常に多いのです。非常に弱い。ですから、流域下水道をこれから受け持つてやるといふことになりまうと、それに非常に拡充していかなければならぬと思ひます。各県ともそういう準備をしているのであります。これはやはりさつそく人員の問題が伴ひ、経費の問題が伴つてまいりますが、これについて建設省ではどういうふうにお考えか伺ひをしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりでございます。従来下水道事業からすれば、画期的な大事業をやるにしても、現在都市局に下水道課があるだけです。各県も非常に体制が弱い。市町村に至つてはほとんど皆無と言つてもいいくらい状況でございます。現在下水道関係の人的資源と申しますか、これだけ見ましても、まことにりょうりょうたるものでございます。しかも、大学その他教育機関においても、これの人材養成機関がないという非常にさびしい状況でございます。それで建設省としましては、行政機構の縮小の時代であるけれども、こういう時代であるから、都市局に下水道部を設ける。そうして、さらに都道府県においても流域下水道をやらなければ

ばならぬようになる地方自治体では、ぜひとも課は設けてもらいたい。市町村においても、しっかりと係長クラスの者は置いてもらいたい。そのためににわかづくりでありますけれども、いろいろの講習会とか、いろいろそういうものをやるなり、あるいは人的プールをつくつて、大都市周辺では機動的に相互に応援し合うというようなことまでこれはやらなければならぬのじゃないかと、それは考へている次第であります。基本的にはこれはかなりの、少なくとも長期というか、中期の人材養成訓練計画を立てて、これは進めてまいりたい。一方においては、下水道の専門的なコンサルタントのこれは養成もはかり、それからまた民間企業における技術開発も進めていく。ある程度きましたならば、コンサルタントあるいは下水道事業をやる者の格づけをしてやつていかないと、せっかく金かけてやつたけれどもその効果がなかった。特に、現在のように非常に悪質の廃棄物が出るようになりますと、下水道で安全だと思つたところが、あとになってみたら、それが実質上逆に第二公害が出てくるということになります。これは非常に危険なので、そうした点も配慮しながら整備を進めてまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○米田正文君 昭和六十年までには十五兆円の下水道事業費が必要だというお話もありました。いまの五カ年計画では二兆六千億、これは口で簡単に言いますが、たいへんな事業量、全国にまたがつての大事業ですから、いまの市町村職員、担当者の強化というのは私は当面の問題だと思ふのです。で、いま建設省は下水道課があるだけで、下水道課でこれからこれだけの大事業をやつていくということとはとても無理だ。下水道部をこしらへるというふうな話ですが、私はもう下水道局でいいじゃないかと。ほかの事業に比べてみて、これだけの事業を行なうし、しかもこの事業は非常にこまかく分かれて全国に配分をされておる。それを一々指導監督もしていく、世話もするということになるとたいへんな事業ですから、将来はひ

とつ下水道局くらいなつもりでお願いをしたい。それから各都道府県には、関係のところには下水道課、少なくとも下水道課を設けるように指導していただきたい。市町村にも同じく、当該市町村に対して下水道課を置くというように指導をしていただきたい。そうしていきなり人材を確保することがむずかしいというお話もありましたが、たいへんむずかしいのです。むずかしいのですが、幸い大都市では相当人材をかかえておりますから、それから割愛をして、また、そこは新しい者を補充していくというような方法をとらざるを得ないのではないかと思います。そういうことも必要ですが、それをやるにはまた簡単にいかないのは、おれは県庁の役人ならするけれども、市町村の役人にはならぬという者もあるわけですから、その辺の身分の関係をよく下水道要員については研究してもらって、そういう下級官庁に行くとどうな感じで行けるような方法を考えていただきたい。そうしないと、なかなか私はこの問題は解決せぬじゃないかという気がいたしますので、特に、その点をお願いを申し上げておきたいと思うのです。

質問を終わります。

○二宮文造君 私は、下水道法の一部改正案につきまして若干質問をしたいと思いますが、午前中から質疑が続けられております。したがって、重複を避けながらお伺いをしたいと思うわけであります。

最初に大臣にお伺いしたいのですが、ことしの七月三十日付で都市計画中央審議会にて下水道部会の報告書が出ております。御存じのとおりだと思います。この内容を見ますと、非常に前向きないわゆる危機感を持った報告を評価の中に掲げております。その内容を見ますとこういうようになっています。『さらに、過去十年間のわが国経済の驚異的な高度成長は、量においても、また質においても、従来みられなかったような急速かつ深刻な河川等公共用水域の水質汚濁を広域的にもたらした。その結果わが国の多くの河川は、

いわゆる「死んだ河」になりつつあり、』と、このように非常にきびしい評価をし、結論めいたところでは、六ページでございすけれども、『一九七〇年代の日本は、いわゆる「豊かな社会」が公害の中に破滅してゆくか、あるいは真に人間性豊かな社会へ向う基礎になりうるかの分岐点にさしかかっているといわざるをえないであろう。損われた環境の回復は、日を重ねるごとにその経費を倍加するものであり、今にしてその回復策を講じないならば、われわれは多額の負担を後世に転嫁することとなる。』いま当面やらなければならぬ問題と、こういう緊迫感をもってこれを含めた八項目の報告が出ております。いずれも提言になっております。こういう下水道事業の現況、それからまたいま日本がかかえております公害その他重要な問題、そういうことを踏まえて、この報告書をとらえて大臣は今後下水道事業に関するものについて、どういう方策を持って臨みになるうとしていくのか。先ほど来の質疑によりまして、ちらりちらりとお伺いすることが大臣の口から出ておりますけれども、その点を含めてまず大臣の見解をお伺いしたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、この文書は私に対して出たものでありますから、私も十分にこれは真剣に取り組んでみたのです。その結果が、御承知のように先般来何回も申し上げるように、総投資額五十五兆円のうちの、しかもその下水道ばかりでなく、いろいろな環境の対策がわずかに三兆二千億そこそこ、これを相当大幅に下水道に取ったにしても、五カ年計画に振当てれば二兆一千万程度、これははなはだ認識不足じゃないかというところを実は数回にわたって私は閣議で発言したわけなんです。そうして、この五十五兆円というものをもう少し私は考え直す必要がありはしないか。特に、空気もさることながら、空気はわりあい動いて、風が来たり、台風が来たりすれば流されてしまいますけれども、一たん水が汚濁されて、そうしてそれに一般の人が悪く習慣づけられると、全くこれは死の水になる

わけだ。それゆえに実はことしの特別国会の当初に衆議院で指摘されましたが、河川法二十八条、二十九条の政令までこれができない。これが要するに産業官庁、農業官庁その他がいわゆる縦割りのセクショナリズムのために、何か事業を保護することが第一優先なるがゆえに、何か事業を保護するけれどもこれは私は相当強く申し入れてきて、いまの水質基準をきめて、その水域に指定されたものだけがいままでは水質をよくするというものになると、その指定されないところは何ぼでもよごしてもいいということになるんじゃないか、はなはだこれはおかしい、どんなあれがあっても、私はこれは総理の御指示のもとに政令をまずつくらなければならぬというところに、最初にこれは踏み切らせましたので、これからは水は原則として、よごした者は、いかなる理由があろうと、それは罰則の対象にするのだ、処罰の対象にするのだという、こういう前提をつくる。それから下水道に関するところの投資は思い切つてこれはやるべきだ。その意味で、ここにも出ておりましたのが、特に下水道については建設公債を出してもいいのじゃないか、これは前向きにやったらどうが究極においてこれは経済的であるというところまで提言は実はいたしております。しかしながら、財政当局はなかなかたえ建設的なものであろうとも、公債についてはまだなかなか承諾しておりません。しかし、私はいま国で下水道建設公債を出すということについてはいろいろ問題がある方々とも、少なくとも、先ほど来松永さんその他の方々からいろいろ指摘されたように、今度は知事に相当の権限を与えておるわけですし、そうするとこれを消化するためには、私、衆議院の段階で実はお答えしたのですが、公明党の小川さんから提言されたことに関連して私がお答えしたものは、地方自治体が下水道事業、特に流域下水道等をする場合には、地方公社みたいなものを認めていいんじゃないか、そうしてその地方自治体が事業債を発行すべきだ、こういうような前向きな姿勢でいくことが一つの政治的な課題として取り上

げてよかろうということを実は申し上げたのであります。これは五カ年計画が策定されてから後、どういふ具体的な財政上もカバーしていくかという場合に、これは自治省とも協議し、さらに大蔵省とも協議をして、何かそういうふうなことをしていかなければ、先ほど松永さんから指摘されたように、公害基本法ができた、条文には非常に明確に出ておるけれども、それを裏づけする地方自治体にも、国にも財政の裏づけがなければ、たとえ五カ年計画ができたとしても、非常にこれは現実から見れば小さなものになり、しかも、これは非常にあとからあとと追っかけていくために、将来に対して非常に大きな負担を究極において国民にかけるということになると思います。そういう意味で、これはいまからあまり大きい声で言うとう、今度はとても四十六年度予算編成ができないということになってしまふ、これまた過度の要求した結果がかえって逆になるということも現実の政治情勢ではあり得るのですから、まず、私は現在には少なくとも第五次五カ年計画を財政当局をして認めさせる、補助対象を認めさせる、それから政令をつくりまして明確に今度は国、地方自治体、市町村の負担区分を明確化する。これをまず確約して、しかる後に私は新たな財源措置あるいは負担を軽減してやるための国庫補助率の上昇、こういうふうな一応建設省としての作戦を立てていかなければ、ただ、わあわあ騒いでもこれはなかなかむずかしい。さらに米田さんの御指摘なさったように、実は私どものほうで一番心配しておりますのは人間です。これだけの事業量を一挙にやるということになりますと、実際に局をつくるというよりも局長はあり得るけれども、そのスタッフは今度は各都市から連れてくるのにたちどころに困ってしまふ。今度はこういう事業になりますと、たとえば東京都みたいなところになりますとたいへんな事業になる。私が一応構想しているいまの隅田川流域を、あそこを流域下水道をつくって一応少なくとも少し魚が住める程度にするには一千億くらいかかる。しかもこれは十年か

かつていけるかどうかという。現実問題としてあそこが汚染される。多摩川流域しかり、淀川流域しかり。こうなりますと、事業量だけ拡大しても実はこれは消化しきれないというものが出てきています。それで大学の学部を見ましても下水道なんかやっているとこれはないのです。そうして一方においては、非常に悪質廃棄物が出てくるということ、これもあるわけです。それにいまのバクテリアのような汚泥処理では追いつかない。非常にその点であせりを感じているくらいです。そこで私は、とてもこれは建設省の土研——土木研究所ではこれはいかないというので実は各大学のこれに関連した教授の方々、それから業者、これらの人々といま緊急に技術開発と人材養成をひとつやろうじゃないか、そうでなければたとえ予算ができましても、これはかっこうだけつくつてしまひまして、そうして処理したことにして現実実質上の処理がないとなると第二公害を起こす、予算のむだ使いになるといふことで、いま技監を中心にして、もうしてまたこういう技術開発の点では久保課長が一応日本では最高の権威者になっておられるのですから何としても人材養成、これをやれということで、これは全くのどろな方式です。やむを得ません。これは白状いたします。しかしながらこれは五カ年計画をやっている間にとにかく充実してまいりたい、こう思っておる次第でございます。

○二宮文造君 大臣の将来に対する構想と泣きどころとあわせてお伺いしたわけでありましてけれども、そういう前向きな答弁を伺って過去を振り返ってみるといふことは非常によくないことですけれども、一応しかし実績というものを振り返って踏まえていかなければならぬと思うのですが、これはすでにありましたけれども、現在四十二年六月の下水道整備緊急措置法によりましていわゆる第二次計画、その四年目に当たっているわけですが、この四年目を迎えた本年度末で、これは先ほど伺ったかも知れませんが、事業別の進捗状況をまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(吉兼三郎君) お尋ねの件につきましては、まず公共下水道で申し上げますと六九・一%、流域下水道では六一・三%、都市下水道では六一・三%、特別都市下水道では九四・七%、全体で六八・四%の進捗率でございます。

○二宮文造君 いまお伺いしたのは、いわば事業別といひますが、事業費別の進捗状況であります。これはまた別途、いわゆる計画事業量に對して進捗状況はどうなのか、金じゃなくて量の問題、これはどうでしょう。

○政府委員(吉兼三郎君) 量のほうで申し上げますと、公共下水道で申し上げますが、管渠の延長でまいりますと五九・三%、流域下水道では管渠延長で六三・八%、都市下水道では同じく管渠延長で五七・三%、特別都市下水道同じく八〇・〇%、こういうぐあいになっております。

○二宮文造君 何ですって。公共下水道では管渠の延長で何%とおっしゃいました。

○政府委員(吉兼三郎君) 五九・三%。

○二宮文造君 私の手元にいたっている排水面積に對する事業量の進捗状況はどうでしょうか、公共下水道の問題ですが。

○政府委員(吉兼三郎君) 公共下水道の排水面積につきましては四〇・五%でございます。

○二宮文造君 いろいろな数字の立て方があるわけですが、当面先ほど説明がありました合計で六八・四%というのは事業費のこなしでありまして、問題はやっぱりどれだけ進捗したかというところのほんとうの姿は事業量の中から判断をしなければならぬ。特に公共下水道の場合は排水面積が四〇・五%、来年一年を残すのみになつてまだ半数にも満たない、こういうふうな事業量の進捗状況であつた。これをわれわれはやっぱりこれからの下水道事業というのを見えていく場合に、この実績というものは踏まえないとやらぬと思ひます。

それで、急遽問題が先へ飛びますけれども、今度法律の改正があるわけですが、御承知のように下水道法の三十四条、先ほど国庫補助の

政令の問題で議論がありましたけれども三十三年の四月に本法が制定されて、その制定されたときに明確に三十四条では「国は、公共下水道又は都市下水路の設置若しくは改築又は災害の復旧を行なう地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、……費用の一部を補助することができ」と、三十三年の四月制定時に政令をきめると、こう言っておきながら、先ほど同僚議員の質疑を伺っておりますとおそらく今度の場合に、第三次計画ができるともに政令もきめるんだらう。この辺であつて政府のほうへまかしたような質問で終わつておりますが、これは今度の施行にあたりまして政令はちゃんと用意をされますか、この点はどうです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 五カ年計画が決定しますれば、それと同時に政令はつくるという決意で現在事務当局並びに関係省と連絡をしております。どうも御指摘のように三十三年にできた下水道法の政令ができていない。これはまた先ほど申し上げましたように河川法ができてからこれまた政令がこなしの春までできていなかった。そういうところには私はいろいろの事情があつたにしろ、これは相すまなかつたということ、いろいろの障害がありましたが河川法のもつくりまして、今度は大体できるだらうと思ひますが……。

○政府委員(吉兼三郎君) はい、でございます。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは、そう言明しておりますからやらせるように私も腹をきめております。

○二宮文造君 そこで、国家的事業だとうたわれでいるこの公共下水道の問題その他下水道の問題で、国のいわゆる負担区分がはっきりしないというところはまことに不可解な模様だと思ひます。そこで、衆議院段階で附帯決議がつけられました。この附帯決議は、この政令をきめます場合の有力なるべきところになるんだらうと思ひますが、予算の折衝の問題とか、何だとかいろいろ技術的な問題もあるかと思ひますが、この附帯決議の第一項の大幅に引き上げるといふ附帯

決議の方向には大臣の感觸はどうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 正直なところ、現在の財政当局と折衝の過程では非常にこれはむずかしいです。したがひまして、私のほうではこれは要求していません。現在の概算要求には補助率アップを要求していません。しかし、これは若干時間かかつてこれは次の段階でこれを上げた、こう思つております。

○二宮文造君 そうすると、来年の予算要求は現行の公共下水道は十分の四、それから流域下水道については十分の五、それから都市下水道は三分の一、これはこのまま折衝のよるべきところとする、こういうことでございましょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) さううでございします。現在のところその状況でございます。

○二宮文造君 そうすると、将来の努力目標で、この附帯決議に對する衆議院段階での大臣の答弁を伺つてないんですが、大体その趣旨に沿つて努力いたしますというところだと思ひますが、将来の問題として残つておりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) はい、そのとおりです。

○二宮文造君 同じくすでに質疑がありましたけれども、補助対象の範囲、これはどうでしょう。やはり従来の線のまま、先ほど何かちよつと局長のお話によりまして、従来より幅を広げるようなお話で、五四%から六〇%に広げる。この対象の範囲というものは、これはやはり省令なんかで明確にされるのでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) そのとおりです。これは附帯決議はすべて全部ということになつておりますけれども、これはちよつとむずかしいので、先ほど都市局長から御説明した程度のまず範囲の拡大をはかつていく。それからだんだんとやっばり年次計画ができてきませんと、非常に初めから決裂するやうなことではないか、非常にかつて望みからすれば手ぬるいとも思われるかも知れませんが、全体の量それ自身が非常に画期的なものでございしますので、私としてはこの程度でいま

折衝してある段階でございます。

○二宮文造君 これは、事務当局でけっこうですが、対象範囲というものを明文で何か示したものがありませんか、補助対象範囲というものを、もしあればあると、なければそれを明確にされる予定があるかどうか。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘の点は、現在に予算補助でもってやっておりますので、私どものほうと大蔵当局との間の話し合いで毎年毎年予算で考え方を定めて、それで実施いたしておりますので、おっしゃる通りに、明文でそういうものを規定したものがございません。しかしながら、先刻来申し上げておりますように、今回の五カ年計画策定にあたりましては、法律にも、そういうふうなことを明らかにしようという規定にしておりますので、法令上にその点は明らかにしてまいりたい。かように考えております。

○二宮文造君 法令上に明らかにする。これはやはり明らかにしておかないと、市町村で事業を進める場合に、計算の基礎が立たない。ですから、これはちょっと明確にしたいだかなきやならぬと思います。

それからあととは起債の問題がありますが、これはお話がありましたから伏せて、いただいた資料で見ると、市町村の維持管理費、これが非常に大きな金額になっているように私記憶があるんですが、たしか、これはいただいた資料で、四十三年で見ますと、使用料が百五十七億、それから今度、一方維持管理費が二百四十七億、こうなりますと、この市町村は下水道事業の維持管理ということに、相当にこれまたばく大な財政負担というものをやっておりますが、この点についての感覚はどうでしょうか。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘のとおり、下水道の維持管理費がかなり多額の経費を必要といたします。私どもの考え方としては、下水道につきましても、これは準公営企業というふうな考え方でもって、各市町村に事業を実施いたしてもらうておるわけでございますが、使用料というものを法律上も徴収できることになっております。したがって、少なくとも維持管理費程度はまかなう程度の使用料を徴収すべきであるというふうなことで、各市町村の指導に当たっておる状況でございます。しかしながら、御指摘のように、現状は必ずしも維持管理費まで至らないような使用料しか取ってない都市が多いわけでございまして。今後下水道事業を大いに伸ばしていくという上からいまして、やはり維持管理をやる責任の立場におきまして、少なくとも使用料というものにつきましても、それに見合ったようなものを適正なものとして取っていくという体制をとられることを強く私も期待をいたしておるわけであります。

○二宮文造君 そうしますと、維持管理費、それからまた起債の償還もかさんできますが、そういうものについての国庫の手当てというものは考えてない、考えられない、それは使用料等でカバーしてもらいたい、こういうような御意見ですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘のとおりでございます。

○二宮文造君 それではさほど来ずいぶん将来に向かつての方針を伺いました。たとえば、新経済社会発展計画で昭和五十年まで、たしか二兆六千億ですか、それだけの計画をしていくと。その場合に、排水面積——いわゆる市街地の市街地面積といいますが、要整備面積といいますが、その要整備面積と排水面積、これとの比率はどれぐらいになりますか。

○政府委員(吉兼三郎君) 三八%という目標でやっております。

○二宮文造君 そこで、新全総によりまして、昭和六十年までには全市街地を一万二千五百平方キロ、こう計算をして、一〇〇%排水面積に仕上げたい、こういふような構想のようでありまして、昭和三十三年から四十五年まで、いただいた資料によりまして、要整備面積に對する排水面積が二・一八%、それから今度は、

まあ前向きな姿勢をとって、これからの六年間のいわば計画というものが、八千四百九十に對して三千二百、三八%、あと十年間に六二%ですね。しかも、まあ比率にすれば六二%ですが、市街地面積にしますと、これがまた五割伸びておりますから、相当な財政を見合ひ、また事業を見合ひなければ、これが可能になりませんがね。まあ計画は大きいほどけっこうです。ですから、私どももこう見ておきますと、なるほど先に将来を見渡した計画はまことに青写真真りつぱですけれども、現状からこう一歩一歩積み上げていきますと、それがはたして実現が可能なかどうか、こういう不安が出てきます。現にその一次計画にしても二次計画にしても、まあ一次計画はあれとして二次計画にしても、四年目で改定をして三次に送り込んでいく、こういうふうなやり方をしておりますが、もつと現状に即した策定というものができぬものでしょうか。私、いろいろ数字をこさ出してもいいまして、この表で見る限りにおいて、絶対実現不可能だ、こう断ぜざるを得ないんですがね。もつと計画策定というものは、現状に根ざしたようなものから積み上げていくような姿勢がとれぬものでしょうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) これはいままでの実績から類推すれば、そういうような結論になると思います。ただ、私もかつて道路五カ年計画、道路特別会計を設けたとき、初めてこれをやる時には非常に抵抗が強かったのです。それで五カ年計画で、一兆円で特別会計を充足しました。実績は九千億です。ところが、翌年すぐにこれを改定しちゃったのです。それから御承知のように今日まで六次になっているのです。あれからわずか十二年間で五カ年計画が六次までいって、しかも、平均すると二年で一回、こうきている。しかも、伸び率がぐうつといったのは、国会の与野党を通じて、道路政策はこれは特別に推進しなきゃならぬということと、それから各地方自治体、国民もこれを納得されたためにこまできたものと思ふのです。そういう意味から、私は先ほど、公害

基本法を立案した公害対策本部も、公害基本法でかなり、実はいまの立場からすれば、はなはだあやしいと思われるような条項も入れておるといふようなことは、これを促進させるのだという意味が含まれておるといふ気持ちも私はわかるのです。私は今後日本の公共事業のうちで最も議論になり、かつ伸び率を急速に上げなきゃならぬのは下水道だと思っております。そういう意味においては、はなはだ、何といいますが、政治的な発言になります。現在においては確かに二宮さんがいま御指摘のように、いまのこのままの伸び率でいったならば、もうたいへんな、これは現実と遊離したものじゃないかと言われる気持ちにはわかりますけれども、私はやはりこういう国家予算というものも、国民的な支持と合意がありますれば、かなり飛躍的にいける。また、そういう伏線をおかれは持つていかないといけないと思ひまして、これは御指摘に對してことばを返すことはできないうらい、私もこれは小さいなとは自分では思っていますけれども、ただし、これをあんまり大きなものを出して、しからばそれが実現するかという、これは諸般の事情でなかなかそうはいかないという判断のもとに、漸次これは広げていきたいと思つてゐる次第でございます。

○二宮文造君 大臣、せっかくの答弁ですが、重ねて、わざわざそろばんを入れましたから、そろばん入れたものを申し上げてみますと、いわゆる建設省の国土建設の長期構想案、それから昭和六十年までに全市街地に下水道を完備する、こういう目標を実現するために、十五兆円ですか、こうされて第三次計画が建設省案のまま進行した、こう仮定をしてそろばんを入れてみますと、第一次計画における昭和四十年から四十一年度の事業費の総額が一千八百四十九億八千七百円、それから第二次計画における昭和四十二年から四十五年の事業費の総額が六千五百五十五億八千五百円、それに第三次計画の事業費総額一兆六千億、足して、合計が三兆四千五億七千二百万円とこうなるわけです。そうしますと、残りの五十年から六十

年までの十年間に下水道関係費として十一兆六千億円を投資しなければならぬ。しかも、これが物価の変動なんかを考えますと、これはもうこれ以上にやってもいいまして、最初の十年間が約三兆四千億円、その次の十年間に十二兆円になんなんとする——現在の価格ですすよ、十二兆円になんなんとするようなそういう計画がはたしていいだろうか。現状の問題として、膨大な予算を要求しても、それは実現不可能だからという姿勢はわかりますけれども、それならそれで何か財源の当てとか、当て込みとかなんとかを考慮しながらやっていく。そういう伏線がなければ、私はこの計画はもう計画策定の当初において実現不可能じゃないかと、こういうふうに感ずるわけです。

○国務大臣(根本龍太郎君) その御指摘は私もよくわかります。そこで私はこの、都市計画中央審議会が出されたごとくに、抜本的にはやはりこれは公債の発行、あるいは地方債に対する利用債等、何かそうしたものをやらなければ、これは一

般會計から取らうとしてもなかなかむずかしいと思ふんです。ちやうど道路特別會計を設けたときガソリン税が非常に大きなあれになり、今度までにいきまっておりましたけれども、そのほかに自動車税という新税を裏づけするというようなことをしないとできないと同じだと思います。しかし私は、これは将来そうなるものと思ふし、そうしなきゃならぬと私は考えております。しかしながら、いまこの問題を取り上げても、現実の政治の具体的な解答として出てこないものだから、まず長期見通しと、それから第一発を進めていく。そうして一、二年やれば必ずこれじゃだめだということが私はわかると思う。はなはだこういうことを言うのと、何だおまえは破れかぶれじゃないかと言われると、実は私にとってはほんとうは不満です。しかしながら、全体のいまの国家財政のたてまえからするならば、私だけがかってなことを言うわけにもいきませんから、まずひとつ腰だめでここまでいって、次の段階には私は、利用債あ

るいは建設公債を下水道については特別にこれは国民の声のもとにやるというところまでいかなければ、解決できないんじゃないかと思うんです。また、そこまでいかなければ、現在の日本の高度成長などと言っておっても、人間生活そのものが非常に不幸な環境と不快な状況でそれはできないということになりますと、公債の発行ということまで私は、やはり財政当局も考えざるを得なくなると。こう実は腹づもりでいま若干隠忍自重しながらがんばっておるという状況でございます。

○二宮文造君　いま大臣のおつしやつた下水道建設公債云々の構想については、私どももまた若干の変わった考え方を持っております。これはこれで、しかし要するに、何らかのそういうふうな具體的な裏づけというものを持たない限り、とてもじゃない、この事業は実現が困難だ、こういう現況にあることだけは私も承知しておりますし、また、その面で努力していただきたいと、こう思うわけです。

問題を変えまして、いま四十五年十二月一日現在でもけっこうですが、全国の市町村の数と、それからそのうち公共下水道事業を行なっておる市町村の数と、これを御説明願いたい。

○政府委員(吉兼三郎君) 全国の市町村の数は約三千三百程度かと承知しております。うち公共下水道事業を、私どもで認可いたしております都市が二百五十五都市でございます。

○二宮文造君　それで、その公共下水道事業をやっている地方団体で受益者負担金の制度をとっているといいますが、まだそれは徴収するしないは別として、とっているといいますが、その市町村の数は幾らですか。

○政府委員（吉兼三郎君） 受益者負担金制度をい
わゆる採用いたしておりますところの都市が百六
十七都市でございます。

○二宮文造君　それは先ほどもありましたけれど、事業費の三分の一ないし五分の一、この負担金の制度をとっているわけですね。建設省としては、そういう負担金の制度、その地域の財政事情

によつて、そういう違いがあることは承知しますけれども、その地方地方によつて、受益者負担金のいわば率ですね、それが違うということは好ましいことでしょうか、好ましくないことでしょうか。

○政府委員（吉兼三郎君） 実はこの受益者負担金制度につきましては、いろいろ私どもなりに研究を長い間重ねてきました結果、こういう制度の採用を推進をいたしておるわけでございますけれども、その際に負担金の率を画一にするかどうかという議論もあったかと思いますが、やはり各都市の地方財政の状況等ともございまして、これを画一的にすることは適当じゃないということから、大体のところ三分の一ないし五分の一というふうなところが負担金の割り当ての妥当な線じゃないかろうかということにいたしております。したがしまして、各都市はそういうものを参考にいたしまして、都市都市の財政状況等もございまして、住民意識等の関係もございしますので、これは自主的に判断されまして条例でもって制定し徴収している、こういう状況に相なっております。

○二宮文造君　六大都市はとっておりましたか、とっていないでしょうか。

○政府委員(吉兼三郎君) 大都市につきましては、北九州がたしか採用いたしております以外は、負担金制度はとっておりません。

○二宮文造君 なぜとらないんでしょうか。

○政府委員(吉兼三郎君) これにつきましてもいろいろ言われておるわけでございますが、結局大都市はすでに下水道の整備については先発の都市でございます。戦前からもう下水道事業をかなりやっております。それから戦前におい

て一部たしか大阪であつたかと思いますが、受益者負担金制度を採用した。東京もそうだったかと思ひますが、それが戦争の關係で中止になりました、當時いろんな關係の記録、書類等も喪失いたしましたりして、そのまゝになつて今日にまいておる。したがひまして、今日これをさらに負担金制度の復活ということを考えます際に、すでに

整備をされたところの大部分が、船の財源でも整備をされたのに、これからおくれたところを整備をされたのに、受益者負担金をとるということは、住民感情からいたしまして、非常にその辺のところむずかしい問題がございまして、大都市におきましてはなかなか踏み切れないような状況に立ち至つたように承つております。

○二宮文造君 どうでしょうか大臣、この受益者負担金ですね、先ほどお伺いのように、採用しているところと採用していないところとある。採用しているところについても三分の一、五分の一の違いがある。それから六大都市においては、すでに先住者がやったのであとから入ってきた人また新たに事業を興すにしても、そのダブリがあるということとでどうかということとれないと、こういうふうないろいろな状況が重なっておりますね。この受益者負担金制度というものを下水道法では何ら規定しないで、現行のまま、しかも推進する形になっているのはちょっと法の性質上好ましくないと思うんですが、この点どうでしょう。あるいはそれならそれで法改正をされるとか、そういうような面がなければどうも納得ができないと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(吉兼三郎君) 下水道法上何ら根拠なくという御指摘でございましたのですが、これは下水道事業は都市計画事業として行なうのが通例でございますので、法律の立て方としては、都市計画法の中のとしか七十五条であったかと思いますが、その規定を根拠にいたしました受益者負担金制度を採用いたしておるわけでございます。

○二宮文造君　その都市計画法の七十五條、私も見ました。ですけれども、七十五條によりますと第二項ですか、「國が負担するもの」にあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の條例で定める。」と、こうなつてゐるのに、條例をきめないまま取つてゐる市町村が相當數あるはずですよ。あるかないか、あつたとすりや何市町村あるか伺いた

○政府委員(吉兼三郎君) この問題につきましては、都市計画法の新法が施行される以前から、旧都市計画法時代に受益者負担金制度を採用しておりました都市がかなりあったわけでございます。

旧法におきましては、都市計画事業は国の事業であるというふうな立て方からいたしまして、受益者負担金は省令でもって定めるといふ、まあ昔は、いまから考えますと、まことに奇異な感じを受けるような扱いになっておったわけでございます。それから新法になりましたから、この切りかえの際の経過措置といたしまして、従前省令で定められておりましたものは、そのまま条例に切りかえるまでは効力を有するという手当を新法においていたして今日に至っておるわけでございます。いま手元にその省令が残っている都市がどのくらいあるかというの、ちょっと持ち合わせません。いま調べてみたいと思います。

○二宮文造君 それで、そういう点ばらばらなんです。たとえば、それならば、私はやっぱり都市計画法に準拠するんなら、条例等となされればよかったんじゃないかと、まあ旧法による、旧法の経過規定からくるのは私承知しておりますんでしたけれども、あながちそうでもない私は思うのですが。

○政府委員(吉兼三郎君) 都市の数はちょっといま調べておりますので、お時間いただきたいと思いますが、先ほどの説明、正確に申し上げますと、都市計画法の施行法によって、三条の三項に、徴収すべきことが定められていたものにつきまして、新しく「条例が制定施行されるまでの間は、同項の規定にかかわらず、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法は、なお従前の例による。」というふうな経過措置の手当がござい

ますので、これによりまして、まだ条例に切りかえてない市町村がかなりあると思います。いまわかりましたから申し上げますが、全部で百六十七のうち省令の形式のままで残っております都市が百十九、それから条例に切りかえてありますのが四十八という状況でございます。

○二宮文造君 その経過規定はそのままずっと存続するんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 特に省令で規定いたしておりますところの内容を新しく改正するとかいうそういう機会がありますれば、当然これは条例に切りかえられていく部分でございます。したがって、特に制度上はいままでに切りかえるとかいうふうには相なっておりません。

○二宮文造君 ですから、私このたびの改正にあたりまして、今朝来の質疑の段階を伺ってても、受益者負担金の制度の問題あるいはその内容の問題、それからこれからのとるべき方法の問題、そういうことで幾多の問題をはらんでいくわけなんです。ですから、この辺でやっぱりこの負担金制度の問題を下水道法の問題として、当然明確に規定をすべきではないか、こう思うのですが、どうでしょう。

○國務大臣(根本龍太郎君) まず私はほんとうは実はあまり詳しくは知らなかったのです。負担金制度がなぜこういうふうにかんがりの立場においてやっているかというのをよく聞いてみますと、やはり下水道の必要性が非常に生活環境から出てきて、それで負担金を出してもいいからやってくれという動きが相当熾烈に出てきたようでありまして、また都道府県も、いまはややよくなつたようなものの、非常に一時は事業費が極端に足らないというふうなことで、政府の交付税率を上げたというふうな時代もございまして、そういうことで受益者負担と地方自治体のそれぞれの財政事情等によって、おのずから受益者負担率が変わつてきたようであります。しかも従来は、下水道法はできておりますけれども、下水道の事業は市町村の仕事というふうな形に残っておつたために、政令ではつきりと受益者負担はどの程度というふうにきめられないで今日にきています、そういう経過措置があるようです。さらに私はよく承知しなかったのですが、自治省と建設省との間で、局長同士でそういう状況を反映して、私は先ほど公正に扱うと言ったが、優先するという打ち合わせ

せをしておるようです。受益者負担をするほうの事業を優先させるという事務的な打ち合わせもしておるようです。そういう事情もあつたせいとか、今日までは受益者負担制度をとっておるほうの金の入り方は非常に成績がいい、こういうことなんです。

○二宮文造君 国の金……

○國務大臣(根本龍太郎君) 国の金じゃなくて、その受益者の納付が非常に着実にいっている、こういうことだそうなんです。ところが、大都市になりますと、それが非常に広範囲になってきて、それがなかなかいかならないということで、戦災のために、その戦前の施設と、あとから入つたものとのどう負担の配分をするかということがなかなかきまらないうで、こういうふうになっておつたということ、どうもそういう点から見ると、やはりいま直ちに受益者負担をやめるといふところまでは踏み切れないような状況です。それでもう少し経過を見て、私が先ほど申し上げましたように公債制度なり、あるいは利用債とか、そういうものの何かの財源もちゃんと裏づけができて、相当国の財政の負担等も裏づけられたときでないと、あまりにも受益者負担とか、そういうことに重点を置いたために、その事業が停滞するのはやはり現実的でないというところで、いま少し経過を見て、そうして、これをなくしてもやれるという段階への一つの裏づけをすることがまず第一じゃないかという感じがして、これから検討したいと思つておる次第でございます。

○二宮文造君 私は、こういう受益者負担金制度というのは好ましいことではないと思つてます。好ましいことではないと思つてますが、運用がばらばらになつていくから、この辺を何か――将来廃止するとか、しないとかということはいま大臣の答弁で了解しました。ただ現状を何らか、法律の運用の面で明文の規定が必要じゃないか、こう思ふのです。この点は、先ほどの国庫負担の補助の政令の面はつきりいたしました。そういうふうな法改正のとき、あるいは施行令のときに明確に

すべきじゃないか、こう思うのですが。

○政府委員(吉兼三郎君) 法律的な根拠につきましては、先ほど申し上げました都市計画法という規定でもって取れることになっておるわけでございますが、その取れる取り幅等につきましては、これはたまたまが新都市計画法では市町村の条例でもって、当該市町村が市町村の財政状況等も勘案いたしまして自主的に定めるといふうたてまになつておりますので、私のほうでこれを画一的に幾ら取れとか、幾ら取つたらいいんとか、そういうふうなことはなかなか法令上規定してやるというわけにはまいらないというふうな存じます。それから先ほどの省令云々の問題でございますが、これはもう御指摘のとおりでございます。新しく事業を拡張する際等におきましては、極力これを条例に切りかえまして、十分住民の意思を聞きながら、この制度を進めていくというふうな指導してまいりたいと思つてます。

○二宮文造君 えらくくだりますけれども、六大都市はなぜ取らないかという、戦前にありましたと、それにダブつちやいけないので取れませんでした、こういうことでしょう。だけれど戦前の住居人と今日の住居人とはまた違うわけですね。ですから所により、人により、こういうふうな負担金の制度がばらばらになつていくというやり方は納得できないんですがね。その網のかせ方がないというのならわかります。網のかせ方がないから現状のままやつていかなきゃならぬと、だけれど、私はそれは網をかせるよりも一線を引けば一つのものができると思ふんです。そうすると、いま私が質問をしなきゃならないような条件はなくなつてくる。将来もやっぱり私は響くと思つてますよ、その市町村の財政事情によって変わつてきますから。

○國務大臣(根本龍太郎君) これはどうも私は少ししろうとなんですけれども、住民税もこれはみんな違ふんです。それと同じで、公共下水道をやるにあつて、その地方自治体のやはり財政能力と、それから議決機関との、これは合意によつて

やられるものです。これを補助率何ぼということでは、できるけれども、受益者負担制度を認めておる場合において、この程度にということ規定することは、これは非常にむずかしいと思います。これはむしろ地方自治体がお互いにこれはいろいろの市長会議とか、市町村長会議とか、何かがありますので、そこでお互いに合意をして、この程度はやろうじゃないかということならできると思いますが、それでも、建設省がこの程度取れとかということ強制したと、こう言われるでしょうし、なかなかむずかしいことではないかと思ひますが、これは自治省とも検討してみたいと思ひますが、感じからすれば、何かこんなことはあまりばらつきがなくていいじゃないかという率直な感じもします。しかしながら、今度は現実においては、これはそれだつたならば住民税のあれだつてみんな違うじゃないか。いろいろの、それぞれの使用料も各都道府県、市町村でみんな違ふと、それらばらつきなくしたほうがいいという気持ちはありますけれども、やはりそれは地方自治体のいろいろの理事者の考え、議会の考えが、その地域社会のいろいろの特殊事情があるから、まあその程度はやむを得ないのじゃないかと考えますが、ひとつ十分自治省等とも検討してみたいと思ひます。

○二宮文造君 申し合わせの時間が来たようでございます。もう大臣から答弁があつたからくどく言いませんが、ただ、こういう事情があるということだけは答弁を要しませんから申し上げておきますが、いわゆる住民税、あるいは使用料、手数料のばらつきがあると、そういう市税の高いところが負担金制度がとれないんです。そういう現状になつておるんです。市町村とすれば受益者負担金制度をとりたい。とりたいたけれども、どうもその場合に議会の論議的になつてくるのが、こつちのほうが論議的になつてくる。やぶをつついてへびを出す。これじゃ困るというのでじりじりしながらいると、何か一線を引くと、そこに準拠するものができるから、もし公共下水道事業

の推進が必要なら、そういう市町村に救いの手がかけられることができるのじゃないか、こういう考え方も私の論拠でございます。

これは下水道に關係しては、具体的な問題で私どもの手元にちよつとまいつておりますので、これは要望ですけれども、建設省のほうで御勘案願ひたいんですが、具体的に秩父市の腰田堀の暗渠の埋設について出ておりますが、この腰田堀といふのは、要望によりまして、「日野田、野坂東方を流れる腰田堀は、市道に沿うため自動車通行等により、石垣が破壊される事多く、修繕に多額の町会費を要する状況であり、約二千メートルあるそうです。で、又国民宿舎武甲荘建設以来汚水流入のために臭気粉々、夏季は蚊、ハエ等の発生も多く非衛生的であります。尚、市農業協同組合架設の農村電話線の堀の中に敷設した結果、大雨出水時は、被害を受けること憂慮に堪へません。」まあこういう状況で、この腰田堀の暗渠を埋設してもらいたい、こういうふうな住民の要望であります。これは農業用水になつておりますが、その上手に横瀬川という川があつて、五月から九月まで水を落とすわけなんです。その期間以外は全部ここは何といふんですか、それこそ農業用水のあれじゃなくて、いわゆる下水みたいな状況になる。落とす、そうすると、下手のほうへ行く千メートルはまあ大体水は流れていいわけですが、上手の千メートルは今度はたまつてしまふわけなんです。たいへんな非衛生的でもあり、臭気があり、蚊がおり、ハエがおり、こういうことは非常に困ると、こういうふうな住民の方々の要望で、これは農業用水になつておりますから、当面の問題としてどういう取り扱いになりますか、この点、いわゆるすぐそばまで公共下水道事業が来ておるわけなんです。つなげば何とかなるんじゃないかというふうな意見もありますし、その点、ひとつ御勘案願ひたい、こういうわけであります。

○政府委員(吉兼三郎君) いま二宮先生御指摘の秩父市の問題につきましては、私どもの担当のほうでよく伺つております。似たようなケースが

やっぱり全国に相当あるわけでございます。こういう農業用水と下水路との關係をどうするかというのが私どものほうの大きな課題でございます。これは積極的に地域の住民の福祉に沿うように、用排水路の改修、調整についての考え方を出しまして、積極的に進めていきたいと思つております。

○二宮文造君 以下の質問は、申し合わせの時間がまいりましたので、また同僚の委員に譲つてやりたいと思ひます。

○委員長(田中一君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十二月四日)

一、下水道法の一部を改正する法律案

下水道法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第二十一条第一項中「放流水」を「公共下水道からの放流水」に、「行い」を「行ない」に改める。
同条に次の一項を加える。

3 公共下水道管理者は、汚水、糞尿及び終末処理場から生じた汚水等のたれ、汚物については、有碍物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従ひ、適正に処理しなければならない。